

平成31年4月1日

美作市議会議長 鈴木悦子様

会派名 緑政会
経理責任者氏名 日笠一成

平成30年度政務活動費収支報告書について

美作市議会政務活動費の交付に関する条例(平成18年美作市条例第18号)第7条第1項の規定により、別紙のとおり、30年度政務活動費収支報告書を提出します。

平成30年度政務活動費収支報告書

会派名 緑政会

1. 収入

政務活動費 360,000 円

2. 支出

項目	金額	備考
研究研修費	68,226	
調査旅費	87,432	
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費		
事務所費		
その他経費		
合計	155,758	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記入のこと。

3 残金 360,000円 - 155,758円 = 204,242円



(様式第2号)

政務活動記録 (ガソリン代)

会派 (緑政会)

活動議員氏名	日 笠 一 成	
月毎の支払集計額 (円)		
4月		19,796
5月		9,701
6月		19,867
7月		23,452
8月		5,800
9月		11,477
10月		9,708
11月		12,148
12月		18,674
1月		5,751
2月		10,316
3月		28,175
合計	①	174,865
該当経費 (①×按分率1/2、ただし年額上限120,000円)		87,432

添付書類 ※様式第10号 (領収書貼付)

JA SS

領収書

売上
 勝英農協
 美作給油所
 岡山県美作市明見180-1
 TEL:0868-72-0602 SS:6290330000
 2018/04/08(日)11:31
 日笠 一成 様
 62-903-000-000511981-000-01
 現金メンバー 99-12
 区分 11
 No.9478 P-01
 レギュラー
 42.00L/ℓ @138.0 ¥5796
 (内ガソリン税 @53.8 ¥2260)

合計 ¥5,796
 (内消費税等 ¥429)

係員: [] ｼｰﾄNo.6466 01
 1万 4204 6千 204

JA SS

領収書

売上
 勝英農協
 美作給油所
 岡山県美作市明見180-1
 TEL:0868-72-0602 SS:6290330000
 2018/04/30(月)14:39
 日笠 一成 様
 62-903-000-000511981-000-01
 現金メンバー 99-12
 区分 11
 No.3087 P-05
 レギュラー
 36.70L/ℓ @141.0 ¥5175
 (内ガソリン税 @53.8 ¥1974)

合計 ¥5,175
 (内消費税等 ¥383)

係員: [] ｼｰﾄNo.9722 01
 1万 4825 6千 825

JA SS

領収書

売上
 勝英農協
 美作給油所
 岡山県美作市明見180-1
 TEL:0868-72-0602 SS:6290330000
 2018/04/13(金)17:48
 日笠 一成 様
 62-903-000-000511981-000-01
 現金メンバー 99-12
 区分 11
 No.0364 P-08
 ハイオク
 59.23L/ℓ @149.0 ¥8825
 (内ガソリン税 @53.8 ¥3187)

合計 ¥8,825
 (内消費税等 ¥654)

係員: [] ｼｰﾄNo.7275 01
 1万 1175 9千 175

JA SS

領収書

売上
 勝英農協
 美作給油所
 岡山県美作市明見180-1
 TEL:0868-72-0602 SS:6290330000
 2018/05/06(日)11:11
 日笠 一成 様
 62-903-000-000511981-000-01
 現金メンバー 99-12
 区分 11
 No.3857 P-05
 レギュラー
 28.28L/ℓ @141.0 ¥3987
 (内ガソリン税 @53.8 ¥1521)

合計 ¥3,987
 (内消費税等 ¥295)

係員: [] ｼｰﾄNo.0431 01
 1万 6013 5千 1013 4千 13



領収書

売上
勝英農協
美作給油所
岡山県美作市明見180-1
TEL:0868-72-0602 SS:6290330000
2018/05/18(金)13:01

日笠 一成 様
62-903-000-000511981-000-01

現金メンバー 99-12

区分 11

No.5626 P-01

レギュラー

39.68L/リ @144.0 ¥5714

(内ガソリン税 @53.8 ¥2135)

合計 ¥5,714

(内消費税等 ¥423)

係員: 〇〇〇 〇〇-1 No.2044 01

1万 4286 6千 286



領収書

売上
勝英農協
美作給油所
岡山県美作市明見180-1
TEL:0868-72-0602 SS:6290330000
2018/06/05(火)12:00

日笠 一成 様
62-903-000-000511981-000-01

現金メンバー 99-12

区分 11

No.8449

水抜き剤

1L/リ @500.0 ¥500 様外

No.8450 P-01

レギュラー

4.00L/リ @144.0 ¥576.0

(内ガソリン税 @53.8 ¥215.2)

合計 ¥6,548

(内消費税等 ¥485)

係員: 〇〇〇 〇〇-1 No.4531 01

1万 3452 7千 452



領収書

売上
勝英農協
美作給油所
岡山県美作市明見180-1
TEL:0868-72-0602 SS:6290330000
2018/06/15(金)17:22

日笠 一成 様
62-903-000-000511981-000-01

現金メンバー 99-12

区分 11

No.9808 P-08

ハイオク

54.31L/リ @159.0 ¥8635

(内ガソリン税 @53.8 ¥2922)

合計 ¥8,635

(内消費税等 ¥640)

係員: 〇〇〇 〇〇-1 No.5778 01

1万 1365 9千 365



領収書

売上
勝英農協
美作給油所
岡山県美作市明見180-1
TEL:0868-72-0602 SS:6290330000
2018/06/26(火)14:21

日笠 一成 様
62-903-000-000511981-000-01

現金メンバー 99-12

区分 11

No.1270 P-04

レギュラー

36.00L/リ @144.0 ¥5184

(内ガソリン税 @53.8 ¥1937)

合計 ¥5,184

(内消費税等 ¥384)

係員: 〇〇〇 〇〇-1 No.7135 01

1万 4816 6千 816



領収書

売上
勝英農協
美作給油所
岡山県美作市明見180-1
TEL:0868-72-0602 SS:6290330000
2018/07/07(土)16:41

日笠 一成 様
62-903-000-000511981-000-01

現金メンバー 99-12

区分 11

No.2675 P-05

レギュラー

38.43L/リ @148.0 ¥5688

(内ガソリン税 @53.8 ¥2068)

合計 ¥5,688

(内消費税等 ¥421)

係員: 〇〇〇 〇〇-1 No.8454 01

1万 4312 6千 312



領収書

売上
勝英農協
美作給油所
岡山県美作市明見180-1
TEL:0868-72-0602 SS:6290330000
2018/07/22(日)16:44

日笠 一成 様
62-903-000-000511981-000-01

現金メンバー 99-12

区分 11

No.4841 P-04

レギュラー

26.90L/リ @145.0 ¥3901

(内ガソリン税 @53.8 ¥1447)

合計 ¥3,901

(内消費税等 ¥289)

係員: 〇〇〇 〇〇-1 No.0407 01

1万 6099 5千 1099 4千 99

JA SS

領収書

売上
 勝英農協
 美作給油所
 岡山県美作市明見180-1
 TEL:0868-72-0602 SS:6290330000
 2018/07/26(木)16:53 ✓
日笠 一成 様
 62-903-000-000511981-000-01
 現金メンバー 99-12
 区分 11 [REDACTED]
 No.5537 P-08
 ハイオク
 51.10L/リ @156.0 ¥972
 (内ガソリン税 @53.8 ¥2749)
 合計 ¥7,972
 (内消費税等 ¥591)
 係員: [REDACTED] シ-トNo.1108 01
 1万 2028 8千 28

JA SS

領収書

売上
 勝英農協
 美作給油所
 岡山県美作市明見180-1
 TEL:0868-72-0602 SS:6290330000
 2018/07/28(土)17:37 ✓
日笠 一成 様
 62-903-000-000511981-000-01
 現金メンバー 99-12
 区分 11 [REDACTED]
 No.5855 P-01
 レギュラー
 40.63L/リ @145.0 ¥5891
 (内ガソリン税 @53.8 ¥2186)
 合計 ¥5,891
 (内消費税等 ¥436)
 係員: [REDACTED] シ-トNo.1397 01
 1万 4109 6千 109

JA SS

領収書

売上
 勝英農協
 美作給油所
 岡山県美作市明見180-1
 TEL:0868-72-0602 SS:6290330000
 2018/08/15(水)17:51 ✓
日笠 一成 様
 62-903-000-000511981-000-01
 現金メンバー 99-12
 区分 11 [REDACTED]
 No.8456 P-01
 レギュラー
 40.00L/リ @145.0 ¥5800
 (内ガソリン税 @53.8 ¥2152)
 合計 ¥5,800
 (内消費税等 ¥430)
 係員: [REDACTED] シ-トNo.3805 01
 1万 4200 6千 200

JA SS

領収書

売上
 勝英農協
 美作給油所
 岡山県美作市明見180-1
 TEL:0868-72-0602 SS:6290330000
 2018/09/05(水)16:34 ✓
日笠 一成 様
 62-903-000-000511981-000-01
 現金メンバー 99-12
 区分 11 [REDACTED]
 No.1565 P-01
 レギュラー
 39.88L/リ @145.0 ¥5783
 (内ガソリン税 @53.8 ¥2146)
 合計 ¥5,783
 (内消費税等 ¥428)
 係員: [REDACTED] シ-トNo.6650 01
 1万 4217 6千 217

JA SS

領収書

売上
 勝英農協
 美作給油所
 岡山県美作市明見180-1
 TEL:0868-72-0602 SS:6290330000
 2018/09/22(土)14:59 ✓
日笠 一成 様
 62-903-000-000511981-000-01
 現金メンバー 99-12
 区分 11 [REDACTED]
 No.4072 P-05
 レギュラー
 37.96L/リ @150.0 ¥5694
 (内ガソリン税 @53.8 ¥2042)
 合計 ¥5,694
 (内消費税等 ¥422)
 係員: [REDACTED] シ-トNo.8938 01
 1万 4306 6千 306

JA SS

領収書

売上
 勝英農協
 美作給油所
 岡山県美作市明見180-1
 TEL:0868-72-0602 SS:6290330000
 2018/10/06(土)12:29 ✓
日笠 一成 様
 62-903-000-000511981-000-01
 現金メンバー 99-12
 区分 11 [REDACTED]
 No.5982 P-03
 ハイオク
 60.30L/リ @161.0 ¥9708
 (内ガソリン税 @53.8 ¥3244)
 合計 ¥9,708
 (内消費税等 ¥719)
 係員: [REDACTED] シ-トNo.0697 01
 1万 0292

JA SS

領収書

売上
 勝英農協
 美作給油所
 岡山県美作市明見180-1
 TEL:0868-72-0602 SS:6290330000
 2018/11/09(金)13:17 ✓

日笠 一成 様
 62-903-000-000511981-000-01

現金メンバー 99-12

区分 11

No.0960 P-05

レギュラー

40.00L/リットル @155.0 ¥6200

(内ガソリン税 @53.8 ¥2152)

合計 ¥6,200

(内消費税等 ¥459)

係員: [] 印-No.5247 01

1万 3800 7千 800

JA SS

領収書

売上
 勝英農協
 美作給油所
 岡山県美作市明見180-1
 TEL:0868-72-0602 SS:6290330000
 2018/11/25(日)16:47 ✓

日笠 一成 様

62-903-000-000511981-000-01

現金メンバー 99-12

区分 11

No.3392 P-04

レギュラー

39.13L/リットル @152.0 ¥5948

(内ガソリン税 @53.8 ¥2105)

合計 ¥5,948

(内消費税等 ¥441)

係員: [] 印-No.7476 01

1万 4052 6千 52

JA SS

領収書

売上
 勝英農協
 美作給油所
 岡山県美作市明見180-1
 TEL:0868-72-0602 SS:6290330000
 2018/12/17(月)12:07 ✓

日笠 一成 様

62-903-000-000511981-000-01

現金メンバー 99-12

区分 11

No.6968 P-01

レギュラー

40.10L/リットル @150.0 ¥6015

(内ガソリン税 @53.8 ¥2157)

合計 ¥6,015

(内消費税等 ¥446)

係員: [] 印-No.0623 01

1万 3985 7千 985

JA SS

領収書

売上
 勝英農協
 美作給油所
 岡山県美作市明見180-1
 TEL:0868-72-0602 SS:6290330000
 2018/12/24(月)12:28 ✓

日笠 一成 様

62-903-000-000511981-000-01

現金メンバー 99-12

区分 11

No.8158 P-01

レギュラー

37.01L/リットル @150.0 ¥5552

(内ガソリン税 @53.8 ¥1991)

合計 ¥5,552

(内消費税等 ¥411)

係員: [] 印-No.1697 01

1万 4448 6千 448

JA SS

領収書

売上
 勝英農協
 美作給油所
 岡山県美作市明見180-1
 TEL:0868-72-0602 SS:6290330000
 2018/12/27(木)13:48 ✓

日笠 一成 様

62-903-000-000511981-000-01

現金メンバー 99-12

区分 11

No.8874 P-08

ハイオク

44.70L/リットル @159.0 ¥7107

(内ガソリン税 @53.8 ¥2405)

合計 ¥7,107

(内消費税等 ¥526)

係員: [] 印-No.2333 01

1万 2893 8千 893



領収書

売上
勝英農協
美作給油所
岡山県美作市明見180-1
TEL:0868-72-0602 SS:6290330000
2019/01/18(金)15:51

日笠 一成 様
62-903-000-000511981-000-01

現金メンバー 99-12

区分 11
No.2133 P-02

レギュラー

40.22L/リ @143.0 ¥5751
(内ガソリン税 @53.8 ¥2164)

合計 ¥5,751
(内消費税等 ¥426)

係員: 1万 4249 6千 249
レシートNo.5221 01



領収書

売上
勝英農協
美作給油所
岡山県美作市明見180-1
TEL:0868-72-0602 SS:6290330000
2019/02/01(金)11:30

日笠 一成 様
62-903-000-000511981-000-01

現金メンバー 99-12

区分 11
No.4139 P-05

レギュラー

29.25L/リ @143.0 ¥4183
(内ガソリン税 @53.8 ¥1574)

合計 ¥4,183
(内消費税等 ¥310)

係員: 1万 5817 5千 817
レシートNo.7083 01



領収書

売上
勝英農協
美作給油所
岡山県美作市明見180-1
TEL:0868-72-0602 SS:6290330000
2019/02/15(金)13:18

日笠 一成 様
62-903-000-000511981-000-01

現金メンバー 99-12

区分 11
No.6170 P-01

レギュラー

42.89L/リ @143.0 ¥6133
(内ガソリン税 @53.8 ¥2307)

合計 ¥6,133
(内消費税等 ¥454)

係員: 1万 3867 7千 867
レシートNo.8945 01



領収書

売上
勝英農協
美作給油所
岡山県美作市明見180-1
TEL:0868-72-0602 SS:6290330000
2019/03/01(金)18:09

日笠 一成 様
62-903-000-000511981-000-01

現金メンバー 99-12

区分 11
No.8253 P-02

レギュラー

40.29L/リ @141.0 ¥5681
(内ガソリン税 @53.8 ¥2168)

合計 ¥5,681
(内消費税等 ¥421)

係員: 1万 4319 6千 319
レシートNo.0878 01



領収書

売上
勝英農協
美作給油所
岡山県美作市明見180-1
TEL:0868-72-0602 SS:6290330000
2019/03/02(土)15:50

日笠 一成 様
62-903-000-000511981-000-01

現金メンバー 99-12

区分 11
No.8350 P-03

ハイオク

42.20L/リ @152.0 ¥6414
(内ガソリン税 @53.8 ¥2270)

No.8351

洗車

1L/リ @500.0 ¥500 対象外

No.8352

タイヤ交換

4L/リ @500.0 ¥2000 対象外

合計 ¥8,914
(内消費税等 ¥660)

係員: 1万 1086 9千 86
レシートNo.0970 01



領収書

売上
勝英農協
美作給油所
岡山県美作市明見180-1
TEL:0868-72-0602 SS:6290330000
2019/03/16(土)15:44

日笠 一成 様
62-903-000-000511981-000-01

現金メンバー 99-12

区分 11
No.0338 P-05

レギュラー

38.83L/リ @141.0 ¥5475
(内ガソリン税 @53.8 ¥2089)

合計 ¥5,475
(内消費税等 ¥406)

係員: 1万 4525 6千 525
レシートNo.2743 01



領収書

売上
勝英農協
美作給油所
岡山県美作市明見180-1
TEL:0868-72-0602 SS:6290330000
2019/03/25(月)14:50 ✓

目筈 一成 様
62-903-000-000511981-000-01

現金メンバー 99-12

区分 11

No.1578 P-04

レギュラー 17.00L/リ @141.0 ¥2397

(内ガソリン税 @53.8 ¥915)

合計 ¥2,397
(内消費税等 ¥178)

係員: 1万7603 5千2603 3千603
レシートNo.3883 01



領収書

売上
勝英農協
美作給油所
岡山県美作市明見180-1
TEL:0868-72-0602 SS:6290330000
2019/03/27(水)17:28 ✓

目筈 一成 様
62-903-000-000511981-000-01

現金メンバー 99-12

区分 11

No.2014 P-03

ハイオク 54.00L/リ @152.0 ¥8208

(内ガソリン税 @53.8 ¥2905)

合計 ¥8,208
(内消費税等 ¥608)

係員: 1万1792 9千792
レシートNo.4271 01

政務活動記録

会派 (緑政会)

活動年月日	平成30年7月24日 ~ 平成30年7月25日
場所	東京都目黒区平町1-9-15 (株)地方議会総合研究所
相手方 (対象者)	(株)地方議会総合研究所
活動議員氏名	日笠 一成
目的・内容 結果等	<p>適正な議員定数・議員報酬の算出手法等について研究した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 議員定数条例の提案権 議員定数改定条例は長の専決処分ではない(長は議案に提案権あり) 議員定数の算定方式 <ul style="list-style-type: none"> 1. 常任委員会数方式 2. 人口比率方式 3. 住民自治協働方式 4. その他 議員報酬等因 <ul style="list-style-type: none"> 1. 地方事情 2. 住民所得水準 3. 類似団体との比較均衡 4. その他 <p>議員定数は市の面積と人口を参照し、</p>

上記活動に要した経費		金額 (円)
支出費目	内容	金額 (円)
セミナー受講料	適正な議員定数・議員報酬の算出手法	25,000
交通費	航空券(岡山→東京16,090 ^円) + (東京→岡山16,590 ^円)	32,680
タクシー代		
宿泊費	ザ・ピ-東京池袋 (1泊料金)	10,646
合計		68,326

添付書類 ※様式第10号 (領収書貼付)

※様式第13号 (他会派と合同で活動し、按分した経費がある場合)

※様式第14号 (使途項目別集計表)

※資料等

(様式第10号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

会派 (緑政会)

領収証

No.

平成30年7月25日

緑政会 日笠一成 様

金額

¥25,000

内
消費税等

現金

但 7月25日セミナー受講料として
上記正に領収いたしました

収入印紙

〒112-0011

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 地方議会総

係

領収書

WEB a985439c61-Y7QMW-153439-0-1000

表示日 2018年07月22日(日)

緑政会 日笠一成

様

金額 **¥16,090-** (税込)
クレジット支払い JCBカード

航空券番号 1010209584161013


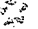
照会番号 X8HH4F

但し 運賃および税金・料金等

航空券発行日 2018年07月22日(日)

上記、正に領収いたしました。

本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。

 A STAR ALLIANCE MEMBER 
全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co.,Ltd.

航空券明細

WEB a985439c61-Y7QMW-153439-0-1000

表示日 2018年07月22日(日)

ご搭乗者名/照会番号

ヒカサ カズナリ様 (X8HH4F)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額(税込)	運賃適用基準日
2018年07月24日(火)	ANA656	岡山 - 東京(羽田)	普通席	特割1J	¥16,090-	2018年07月22日(日)
合計金額					¥16,090-	



WEB 68b10e01c3c83b1d0cf6d17d199bf142
2018年07月22日 15:39

領収書

RECEIPT

下記の金額正に領収いたしました。

RECEIVED FROM : 緑政会 日笠一成様

金額

THE SUM OF : ¥ 16,590 円 (税込み)

但し	IN PAYMENT OF	運賃として AIR FARE-FREIGHT
航空券番号	TICKET NUMBER	1311425600267
航空券発行日	DATE OF ISSUE	2018年07月22日
発行所	PLACE OF ISSUE	日本航空
備考	REMARKS	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

日本航空株式会社
Japan Airlines Co., Ltd.

ご利用区間・運賃明細

お客様	搭乗日	出発地	到着地	便名	利用運賃	金額
HIKASA KAZUNARI 様	7月25日(水)	東京(羽田)	岡山	JAL241	特便割引1-タイプC	¥16,590

合計金額

¥16,590

領 収 書

発行 No.1802502167
表示日: 2018年7月18日

下記、宿泊施設を代理して正に領収いたしました。

宛名 緑政会 日笠一成 様

金額 ￥10,646- (税込・サ込)
※但し、宿泊代金として(クレジットカード決済)

予約番号 0VF54NKT

ご利用施設 ザ・ビー 東京 池袋 (the b tokyo ikebukuro)
(じゃらんnet)

宿泊日 2018年7月24日より 1泊

※本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。
※発行後に予約変更、キャンセルされた場合、本領収書は無効になります。

SoftBank Payment Service
ソフトバンク・ペイメント・サービス
〒105-8025
東京都港区東新橋1丁目9番2号
汐留住友ビル25階

ご 利 用 明 細 書

発行 No.1802502167
表示日: 2018年7月18日

宿泊内容

宿泊日	予約番号	施設名	人数	室数	泊数
2018年7月24日(火)	0VF54NKT	ザ・ビー 東京 池袋 (the b tokyo ikebukuro)	1	1	1

宿泊代表者氏名

日笠 一成 様

7月25日出席者名簿

都道府県名	議会名	氏名	
沖縄県	読谷村議会		
岩手県	北上市議会		
〃	北上市議会		
〃	北上市議会		
福島県	白河市議会		
奈良県	生駒市議会		
三重県	伊賀市議会		
岡山県	美作市議会		金谷のり子
〃	美作市議会		青山慶
〃	美作市議会		日笠一成
愛知県	碧南市議会		
沖縄県	沖縄市議会		
大阪府	交野市議会		
宮城県	利府町議会		
石川県	志賀町議会		
岡山県	井原市議会		
岡山県	井原市議会		
岡山県	井原市議会		
埼玉県	三芳町議会		
熊本県	大津町議会		
福井県	小浜市議会		
〃	小浜市議会		
〃	小浜市議会		
〃	小浜市議会		
三重県	鈴鹿市議会		
〃	鈴鹿市議会		
鹿児島県	東串良町議会		
三重県	伊賀市議会		
石川県	志賀町議会		
〃	志賀町議会		
福島県	白河市議会		

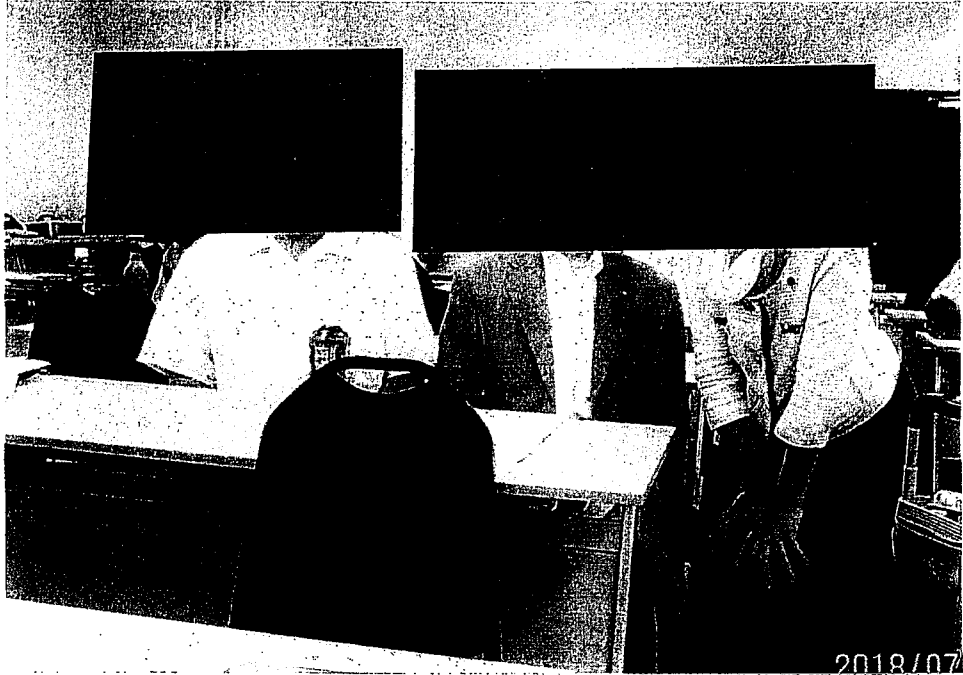
株式会社 地方議会総合研究所 代表取締役

〒112-0011 東京都文京区千石2丁目34番6号
TEL 03-6912-1930
FAX 03-6912-2280
E-mail

平成30年7月25日

東京都目黒区本町1-9-15

(株)地方議会総合研究所
研修室にて。



金谷典子議員・青山慶議員



適正な議員定数・議員報酬の 算出手法を考える

(株)地方議会総合研究所
[Redacted]

1. 議員定数

(1) 意義

議員定数とは、地方議会の総定数を指す。

議員定数の最大数

議員定数の最少数

制約あり

なし

☆法的根拠

選挙区根拠

公職選挙法15条・
公職選挙法施行令
144条

☆各選挙区への配分が選挙人比 でなく人口比である理由

選挙区配分は、選挙人比ではなく人口比である理由

(2) 議員定数の推移(H23~28)

5万未満	17.7	17.4	17.9	18.3	18.7	19.0
5~10万未満	21.3	21.1	21.9	22.1	22.4	22.7
10~20万未満	26.0	25.7	26.5	26.9	27.1	27.4
20~30万未満	31.4	31.1	32.5	32.5	32.3	32.6
30~40万未満	37.0	36.7	37.6	37.6	37.6	37.6
40~50万未満	39.6	39.6	40.7	40.7	41.1	41.7
50万以上	46.3	45.8	46.9	47.1	46.7	47.1
指定都市	59.3	59.3	61.2	61.2	61.5	61.5
全国平均	24.0	23.8	24.4	24.4	25.1	25.3

☆ 議員報酬の推移(H23~28)

5万未満	33.0	33.0	32.8	32.7	32.7	32.6
5~10万未満	39.0	38.8	38.7	38.3	38.3	38.5
10~20万未満	46.4	46.1	46.3	45.7	45.7	46.1
20~30万未満	55.2	54.9	55.2	54.6	54.6	55.1
30~40万未満	59.2	58.9	58.4	58.9	58.9	58.9
40~50万未満	62.6	62.1	62.4	61.9	61.9	62.6
50万以上				62.8	62.8	62.7
指定都市	72.1	70.8	70.7	76.5	76.5	77.3
全国平均	42.1	42.0	41.8	41.7	41.7	41.8

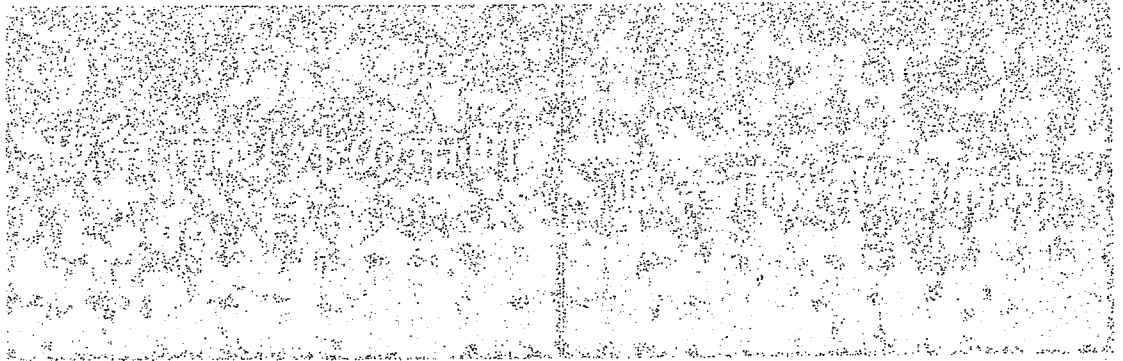
☆市議会議員定数（10人以下）

都道府県	市名	住民基本台帳人口	議員条例定数
北海道	夕張市	9440	9
北海道	赤平市	11332	10
北海道	三笠市	9505	10
北海道	歌志内市	3823	8

☆町村議会議員定数（6人以下）

都道府県	町村名	国勢人口	議員条例定数
北海道	音威子府村	995	6
東京都	利島村	341	6
東京都	御蔵島村	348	6
東京都	青ヶ島村	201	6
長野県	王滝村	965	6
和歌山県	北山村	486	6
高知県	犬川村	411	6
沖縄県	北大東村	665	5
沖縄県	与那国町	1,657	6

☆選挙制度の現状

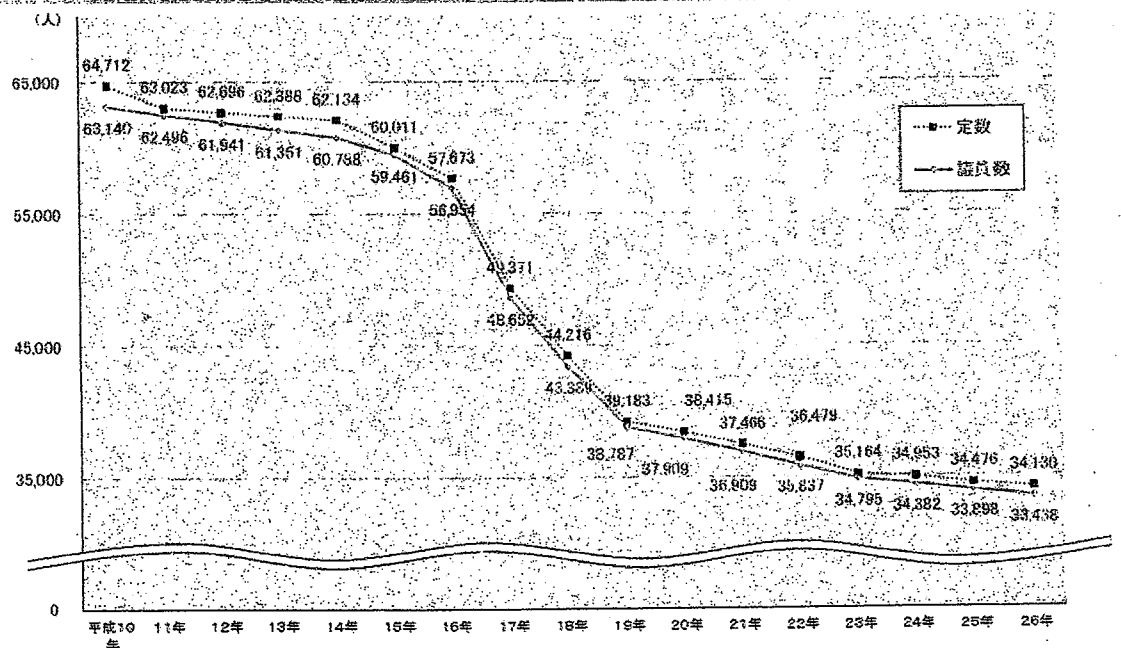


大選挙区制・
単記投票制

小選挙区制又は中
選挙区制・
単記投票制

☆地方議会議員数の推移①

地方議会議員数の推移①



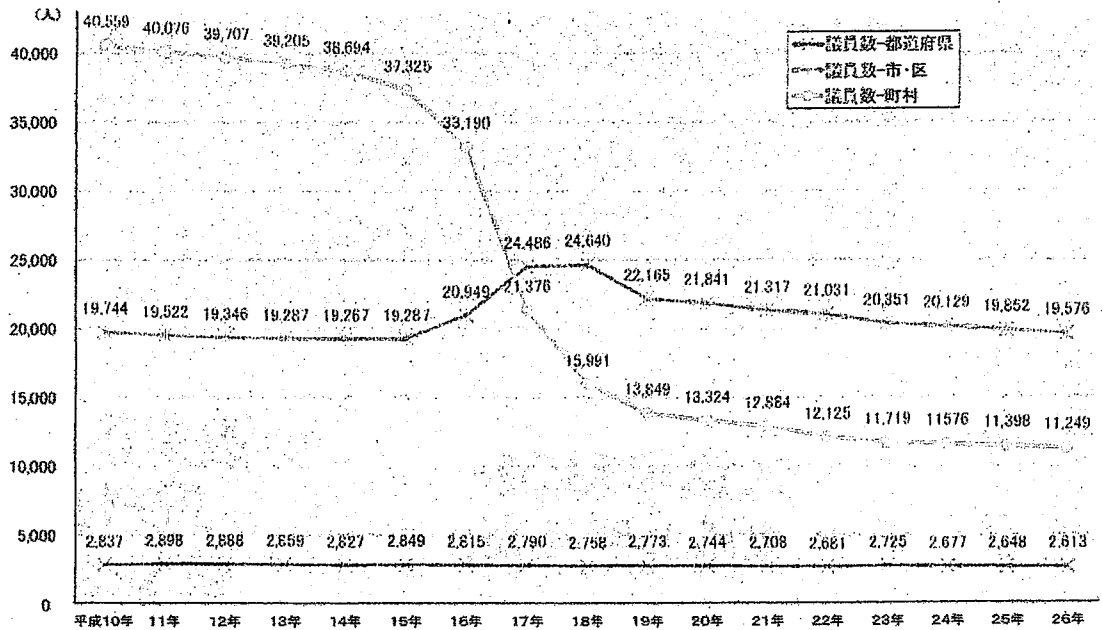
注1：各年12月31日現在の計数である。

注2：「定数」は、地方自治法第90条第1項及び第91条第1項の規定により条例で定める定数である。

出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員数」。

★地方議会議員数の推移②

地方議会議員数の推移②



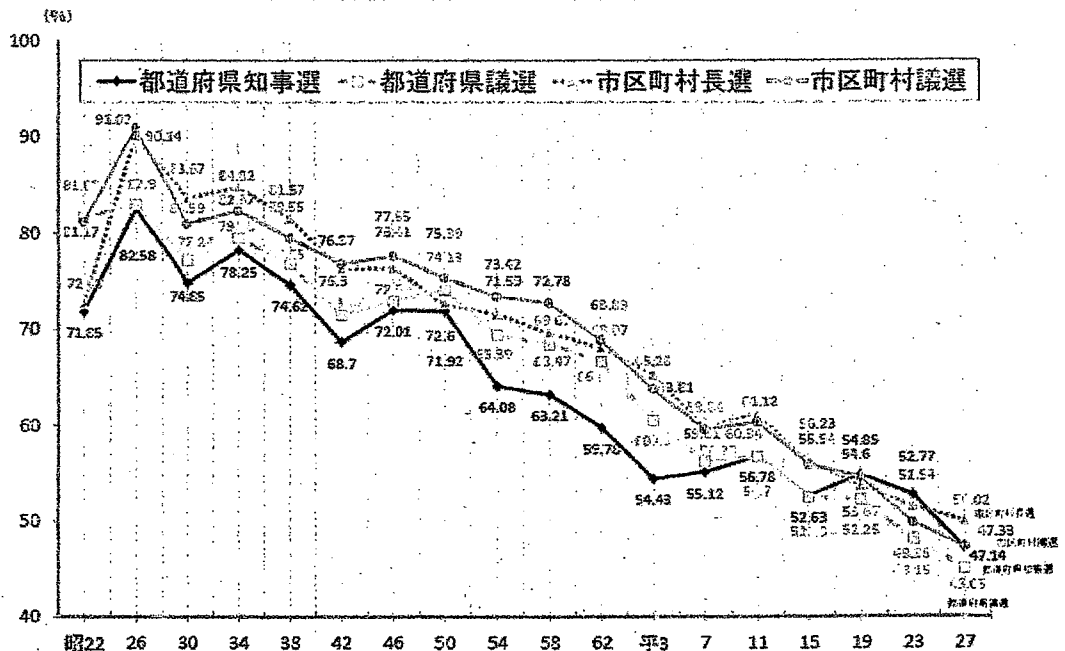
注1：各年12月31日現在の数値である。

注2：「定数」は、地方自治法第90条第1項及び第91条第1項の規定により条例で定める定数である。

出典：総務省「地方公共団体の議会の役員及び長の所属党派別人員数」

★統一地方選投票率推移

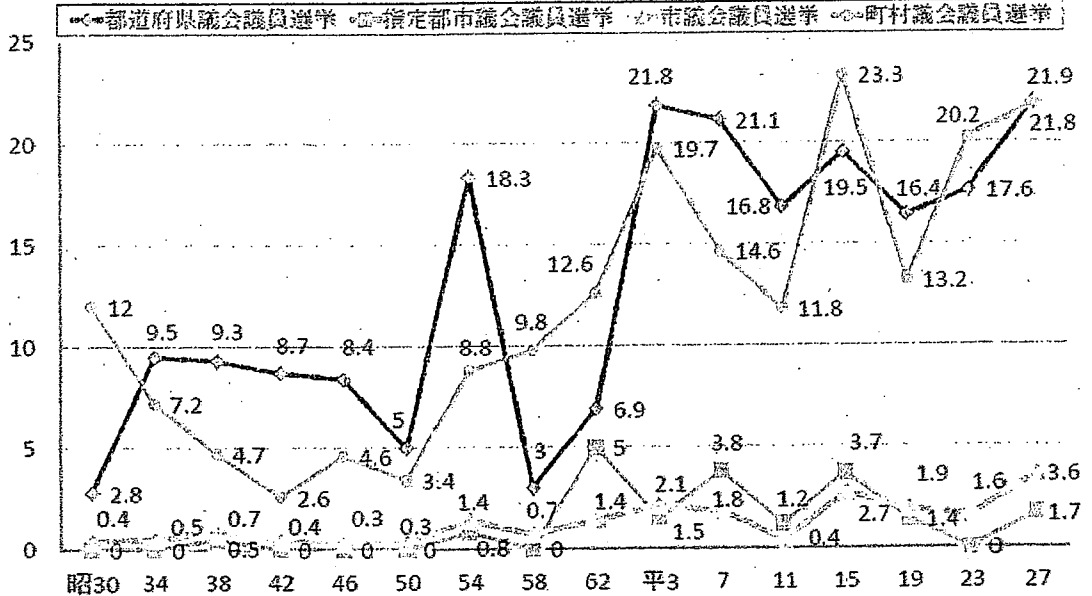
統一地方選挙における投票率の推移



出典：総務省「地方選挙結果発表」を基に作成。(本調査は、統一地方選挙の際に調査したものを)

★無投票選挙の状況

統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選者数の割合の推移



注1: 総務省「地方選挙結果調査」をもとに作成。
 本調査は、統一地方選挙の概観に調査したもの。
 注2: 第1回、第2回統一地方選挙の値は調査を実施せず。

(3) 地方自治法における議員定数規定の推移(都道府県)

都道府県議会議員定数の推移

年次	改正箇所は黄色	人口区分			定数上限
		70万人未満	70万~100万人	100万人以上	
明治23年(1890年)	●府県制制定 人口区分に応じて法定定数を決定していたプロシア(ドイツ)の制度を参考に制定。	30人	5万人毎に1人増	7万人毎に1人増	なし
明治32年(1899年)	勅令事項であった議員定数が法律に明記。	30人	5万人毎に1人増	7万人毎に1人増	なし
昭和4年(1929年)	府県に条例制定の機能を付与。	30人	5万人毎に1人増	7万人毎に1人増	なし
昭和18年(1943年)	議員定数の定数上限設定。(市制改正により市会の定数上限が80名に設定されたことに対応。) 東京都制が施行。都議会設置(定数100)。	30人	5万人毎に1人増	7万人毎に1人増 (東京都:100人)	90人
昭和21年(1946年)	●地方制度改正 議員定数の増加、定数上限変更。	40人	5万人毎に1人増	7万人毎に1人増 (東京都:120人)	100人
昭和22年(1947年)	●地方自治法制定(第九十条) 議員定数の定数上限変更。	40人	5万人毎に1人増	7万人毎に1人増 (東京都:120人)	120人
昭和27年(1952年)	条例による議員定数の減少が可能となる。	40人	5万人毎に1人増	7万人毎に1人増 (東京都:120人)	120人
平成11年(1999年)	人口区分に応じた法定上限値を定め、その範囲内で条例で定数を定める。	「75万人未満」に変更 40人	5万人毎に1人増	7万人毎に1人増 (東京都:130人)	120人
平成23年(2011年)	●地方自治法制定(第九十条) 議員定数の法定上限の撤廃。			なし	

(出典: 松本英昭「新地方自治制度詳解」(2000年4月1日)、佐藤英善「憲法研究 地方自治法Ⅱ」(2005年1月15日)をもとに作成)

☆地方自治法における議員定数規定の推移(市)

市議会議員定数の推移

人口区分		人口区分								定数上限
		5万人未満	5万~10万人	10万~15万人	15万~20万人	20万~30万人	30万~50万人	50万~60万人	60万人以上	
明治21年 (1888年)	●市制制定 人口区分に応じて法定定数を決定していたプロシア(ドイツ)の制度を参考に制定。	30人	36人	5万人毎に3人増			10万人毎に3人増			60人
明治44年 (1911年)	市の実際の人口の状況に対応出来るようにするため、定数の上限を撤廃。人口に応じて定数増加。	30人	36人	39人	42人	45人 10万人毎に3人増	20万人毎に3人増			なし
大正10年 (1921年)	人口の増加に伴い、議員定数を増加。	30人	36人	40人	44人	48人 10万人毎に4人増	20万人毎に4人増			なし
昭和18年 (1943年)	戦時下における体制強化・能率化のため、定数上限を再設定し、人口に応じた定数増加を抑制。	30人	36人	40人	44人	48人 15万人毎に4人増	30万人毎に4人増			80人
昭和21年 (1946年)	定数上限を再設定し、議員定数を大正10年時点に戻す。	30人	36人	40人	44人	48人 10万人毎に4人増	20万人毎に4人増			100人
昭和22年 (1947年)	●地方自治法制定(第九十一条) 条例により定数の減少が可能となる。	30人	36人	40人	44人	48人 10万人毎に4人増	20万人毎に4人増			100人
平成11年 (1999年)	人口区分に応じた法定上限値を定め、その範囲内で条例で定数を定める。	28人	30人	34人	38人	46人	56人	56人 40万人毎に8人増		なし
平成23年 (2011年)	議員定数の法定上限の撤廃。	なし								

(出典: 松本英昭「新地方自治制度詳解」(2000年4月1日)、佐藤英吾「逐条研究 地方自治法Ⅱ」(2005年1月15日)をもとに作成)

☆地方自治法における議員定数規定の推移(町村)

町村議会議員定数の推移

人口区分		人口区分					定数上限
		1千5百人未満	1千5百~5千人	5千~1万人	1万~2万人	2万人以上	
明治21年 (1888年)	●町村制制定 人口区分に応じて法定定数を決定していたプロシア(ドイツ)の制度を参考に制定。	8人	12人	18人	24人	30人	30人
大正15年 (1926年)	人口の増加に伴い、議員定数を増加。	5千人未満		5千~1万人	1万~2万人	2万人以上	定数上限
昭和21年 (1946年)	各人口区分の議員定数を増加。	12人	15人	22人	26人	30人	30人
昭和22年 (1947年)	●地方自治法制定(第九十一条) 条例により定数の減少が可能となる。	12人	15人	22人	26人	30人	30人
平成11年 (1999年)	人口区分に応じた法定上限値を定め、その範囲内で条例で定数を定める。	12人	14人	18人	22人	26人	なし
平成23年 (2011年)	議員定数の法定上限の撤廃。	なし					なし

(出典: 松本英昭「新地方自治制度詳解」(2000年4月1日)、佐藤英吾「逐条研究 地方自治法Ⅱ」(2005年1月15日)をもとに作成)

☆町村総会

○地方自治法(昭和22年法律第67号)(抄)

[議会の設置]

第八十九条 普通地方公共団体に議会を置く。

[町村総会]

第九十四条 町村は、条例で、第八十九条の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。

[町村総会に対する準用]

第九十五条 前条の規定による町村総会に関しては、町村の議会に関する規定を準用する。

[設置例]

○ わが国においては町村制が施行されていた当時、神奈川県足柄下郡芦之湯村(現同郡箱根町の一部)に町村総会の例があったが、同村は昭和22年4月以降議会を設けた。

○ 地方自治法施行後においては、東京都八丈支庁管内宇津木村(当時人口61人)にその例があったが、町村合併により八丈町の一部となり、現在は町村総会の例は存しない。

	人口	有権者数	備考
芦之湯村 (大正14年4月時点)	36人	6人(公民数)	昭和22年4月より議会制採用
宇津木村 (昭和26年1月時点)	65人	38人	昭和30年4月八丈町に編入

(出典) 芦之湯村: 佐藤英善「逐条研究 地方自治Ⅱ」P.169
宇津木村: 地方自治庁「地方自治月報 第9号」(昭和26年10月) P.128

☆高知県大川村

高知・大川

村議会を廃止、「町村総会」設置検討を開始

毎日新聞 2017年5月1日 03時00分 (最終更新 5月1日 03時12分)

政治 デジタルプラス (紙面運動記事) 政治一般 速報



吉野川沿いに建つ大川村役場(左下)。右上は村立大川小中学校=4月29日、本社へりから加古信志撮影

人口400人 議会維持難しく、迫られた「直接民主主義」

離島を除けば全国で最も人口が少ない高知県大川村(約400人)が、地方自治法に基づき村議会を廃止し、約350人の有権者が直接、予算などの議案を審議する「町村総会」を設置する検討を始めた。四国山地にある村を訪ねると、過疎化と高齢化で議員の担い手が足りなくなる現実が浮かんた。人口減少の最先端で迫られた「直接民主主義」の動きを追った。【和田浩幸】

★諸外国における議員定数①

イギリス	ドイツ	スウェーデン
各選挙区と定数が規定されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲマインデ：人口規模に応じて州法において規定 ・クライス：人口規模に応じて州法において規定 	人口規模に応じて地方自治法において最低定数を規定
フランス	イタリア	韓国
<ul style="list-style-type: none"> ・コミューン：人口規模に応じて地方自治法において規定 ・デパルティマン：選挙法典で原則として1カントン1議席と規定 ※ デパルティマンの中に複数の郡があり、郡の中に複数のカントンが存在する（フランス全土で、343郡、4,039カントンある。）。選挙区はカントン単位で、原則として1のカントンから1の議員を輩出する。例外は、パリ（6カントン）と、テリトワール・ド・ベルフォール（1カントンから4議席）である。 ※カントン：フランス革命の一時期だけ自治体として認められた単位。現在では行政単位ではなく、選挙区、憲兵隊の区域、登記簿に関する管轄区域としての意義のみを持つ。 ・レジオン：選挙法典で規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・コムネ・プロヴァンチア：人口規模に応じて地方自治法典において規定されている（地方自治統一法典第37条） ・レジオネ：人口規模に応じて州の選出に関する国の法律で規定されているが、地方分権政策に伴い、現在各州が独自の選挙法を制定しつつあり、併選挙法を採用した州に関しては、議員数もそれに定められている。 	公職選挙法において規定

★諸外国における基礎的自治体の議員定数②

	フランス コミューン	イタリア コムネ	スウェーデン ミューン	ドイツ ゲマインデ	日本 市町村
2,000人	19議席 1,500人以上2,500人未満：19議席	12議席 3,000人以下：12議席	31議席以上 12,000人以下：31議席以上	10議席 1,000人超2,000人以下	14議席 2,000人以上5,000人未満：14議席
5~10万人	45議席~53議席 50,000人以上60,000人未満：45議席 60,000人以上69,000人未満：49議席 80,000人以上100,000人未満：53議席	30議席 30,000人超100,000人以下：30議席	61議席以上 30,000人超300,000人以下：61議席以上	40議席 50,000人超150,000人以下：40議席	30議席 50,000人以上100,000人未満：30議席
30万人	69議席 300,000人以上：69議席	46議席 250,000人超500,000人以下：46議席	101議席以上 ストックホルム市(約76万人)：101議席以上	40議席 150,000人超400,000人以下：40議席	46議席 300,000人以上500,000人未満：46議席

※ドイツについては、バーデンヴュルテンベルク州の例による。

フランスコミュン議会の議員定数(地方自治法典L2121-2条)

人口と議席数の関係

人口		議席数
	100人未満	9
100人以上	500人未満	11
500人以上	1,500人未満	15
1,500人以上	2,500人未満	19
2,500人以上	3,500人未満	23
3,500人以上	5,000人未満	27
5,000人以上	10,000人未満	29
10,000人以上	20,000人未満	33
20,000人以上	30,000人未満	35
30,000人以上	40,000人未満	39
40,000人以上	50,000人未満	43
50,000人以上	60,000人未満	45
60,000人以上	80,000人未満	49
80,000人以上	100,000人未満	53
100,000人以上	150,000人未満	55
150,000人以上	200,000人未満	59
200,000人以上	250,000人未満	61
250,000人以上	300,000人未満	65
300,000人以上		69
リヨン(Lyon)		73
マルセイユ(Marseille)		101
パリ(Paris)		163

(4) 地方自治法改正の趣旨

明治以来の法定定数制度が維持されてきた歴史的経緯等にかんがみ、法律において何らかの基準を定めておくことが適当である条例定数制度へ移行

議会制度の自由度を高め、議会機能を充実・強化させる見地から法定上限制度はもはや不要であるとして廃止

(5) 議員定数と人口比例方式

議員定数の決定は、人口比例方式による。人口比例方式とは、人口の増減に応じて議員定数を調整する方式である。人口が増加すると議員定数も増加し、人口が減少すると議員定数も減少する。これは、人口の増減に比例して議員定数を調整する方式である。

(6) 議員定数条例の提案権

提案権あり

提案権あり

議員定数改正条例は長の専決処分にならない

(7) 議員定数削減と議員報酬に関する事例

① 豊明市(平成26年9月定例会)

否決

趣旨採択

② 山陽小野田市(平成25年4月)

定数削減の住民投票不成立、投票率50%届かず 山口・山陽小野田市

2013.4.7 22:43

山口県山陽小野田市で7日、現行24の議員定数を次回市議選から20以下に削減することの是非を問う住民投票が実施された。だが投票率は45・53%で、市の条例が成立条件と規定する50%に届かず、開票されなかった。市によると、全国の自治体で定数削減をめぐる住民投票が行われたのは初めて。

任期満了に伴う市長選も実施され、投票用紙は別々に配布された。住民投票の資格者は事前登録した永住外国人を含む約5万3千人。法的拘束力はないが、条例では「市長や議会は結果を尊重しなければならない」と規定されている。

市民団体「ふるさとを考える会」が昨年5月、定数を20へと削減する条例改正を求めて議長に請願を提出。10月にも議会への直接請求に踏み切ったが実現せず、住民投票実施に必要な数を上回る1万人以上の署名を集めた。

ただ別の市民団体は「定数問題に住民投票はなじまない」と主張。成立を阻むため、市長選のみ投票し、住民投票の用紙を受け取らないよう呼び掛けてきた。



山口県山陽小野田市で実施された、市議の定数削減の是非を問う住民投票。7日午後

(9) 地方公共団体との組織全体の 均衡状況(単位:百万円)

年度	普通会計 繰上	特別会計 繰上	繰上 繰上	繰上 繰上	繰上 繰上
H25	149,070	33,169	4,748,287	749,909	24.4
H24	154,409	33,959	5,004,162	760,830	25.1
H23	158,349	33,937	5,090,255	769,402	25.2
H22	164,753	36,143	5,229,128	780,310	26.0
	-9.5%	-8.2%	-9.2%	-3.9%	-6.2%

(10) 議会の権能を発揮する議員 定数における視点

議事録

議事録

② 立法機関としての権能発揮

③ 監視機関としての権能発揮

☆議会事務局の補佐体制状況(平成28年・全国市議会議長会)

5万未満	17.4	4.5	0.26
5~10万未満	20.9	5.9	0.28
10~20万未満	25.5	8.6	0.34
20~30万未満	31.2	13.0	0.42
30~40万未満	36.6	16.1	0.44
40~50万未満	39.3	18.0	0.46
50万以上	46.1	20.0	0.43
指定都市	59.0	34.3	0.58

☆議会事務局共同設置アンケート結果(H27.9総務省)

問③ 事務局の共同設置について、共同設置の利点は何だと思いますか、また共同設置が進まない理由は何だと思いますか。(※事務局の共同設置を行っている団体はなし)

	都道府県	市区町村
共同設置の利点	<ul style="list-style-type: none"> 事務が統一され、各種情報の共有、効率的な事務局運営ができる。 経費節減や事務処理能力の向上につながり、コストの経減ができる。 法制事務等の事務局体制の強化。 	<ul style="list-style-type: none"> 知識の共有や効率化が期待できる。(例・法制担当職員の配置) 小規模市町村の事務の補完が可能となる。 処分当業者と全く面識のない者が裁定等に乱わり、より公平な判断につながる利点があると思われる。 事務局職員の専門性が高くなり、専門性を活かした議会運営ができる。
共同設置が進まない理由	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県レベルでは広域すぎる。議会と事務局が異なる場所に設置されると、迅速な対応が困難となり、事務局機能が低下することが懸念される。 各議会事務局ごとの各種条例・規則等の違いがある。 議会会期の調整が煩雑になる等の問題が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣自治体と事務局を共同設置した場合、例えば定例会の開催時期が重なることと事務量は多くなり、職員への負担が大きい。 議会事務局は、異なる政見を有する議員や、住民との各種調整等に携わるので、個々の自治体の事情、慣例、議員の政見等を十分把握することができないままに議会運営に関わると混乱する可能性がある。

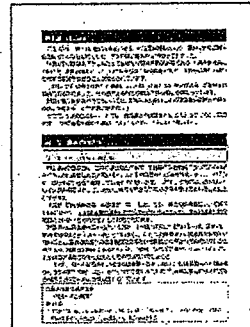
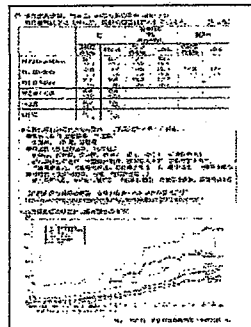
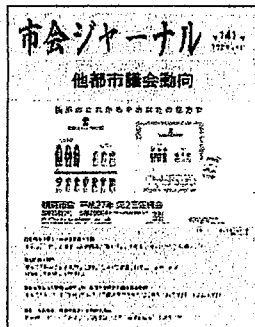
☆横浜市市会ジャーナル

市会ジャーナルとは

議員の政策提言等の検討や議会審議などの議会活動を積極的にサポートするため、市政の重要課題等について、議政局の視点から調査編集したもの。

<内容>

政策調査レポート	今後議会で審議される市政の重要課題や議員・会派の検討課題等について、国や他都市の取組や横浜市の今後の動向等を調査編集したもの
法制レポート	特定事例における法制度の解説や裁判例を紹介したもの
大都市制度に関する資料	大都市制度に関する国や他都市の動向等を調査編集したもの
他都市議会動向に関する資料	政令市や県内他都市における議員提案の政策的条例の制定 状況や意見書議決結果等を調査編集したもの



(11) 議員定数に関するアンケート調査結果一覧

① 議員数の認知

知ってる 28.1% 46.9% 33.1%

知らない 70.0% 46.5% 63.5%

無回答 1.9% 6.7% 3.3%

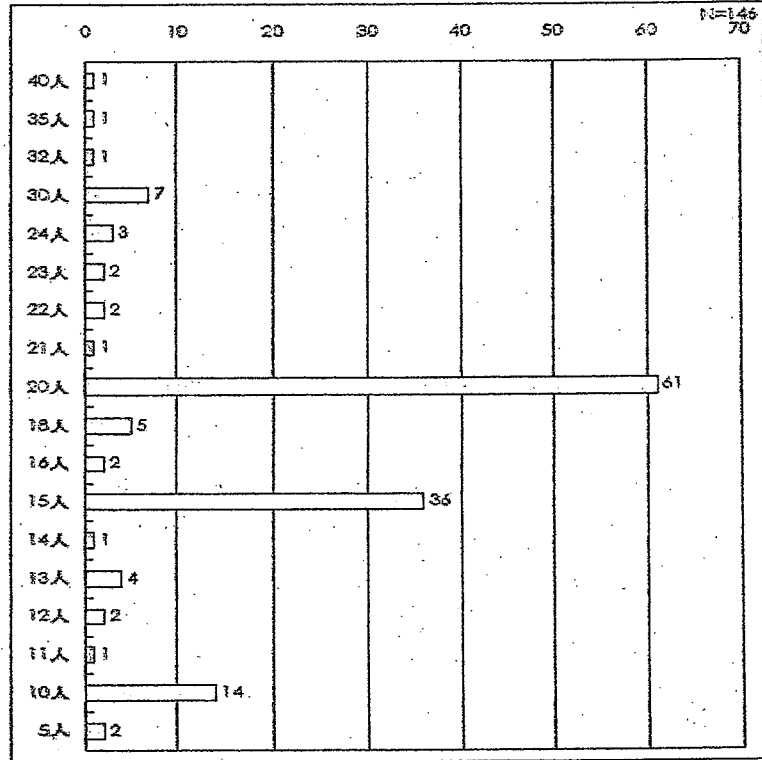
②議員数に対する評価

現状維持	18.5%	0.8%	14.3%	12.7%
多い	42.3%	98.3%	57.4%	59.0%
少ない	0.6%	0.1%	—	1.7%
わからない	36.3%	0.8%	—	22.6%
無回答	2.3%	0.0%	3.3%	3.9%

③適正と考える議員数

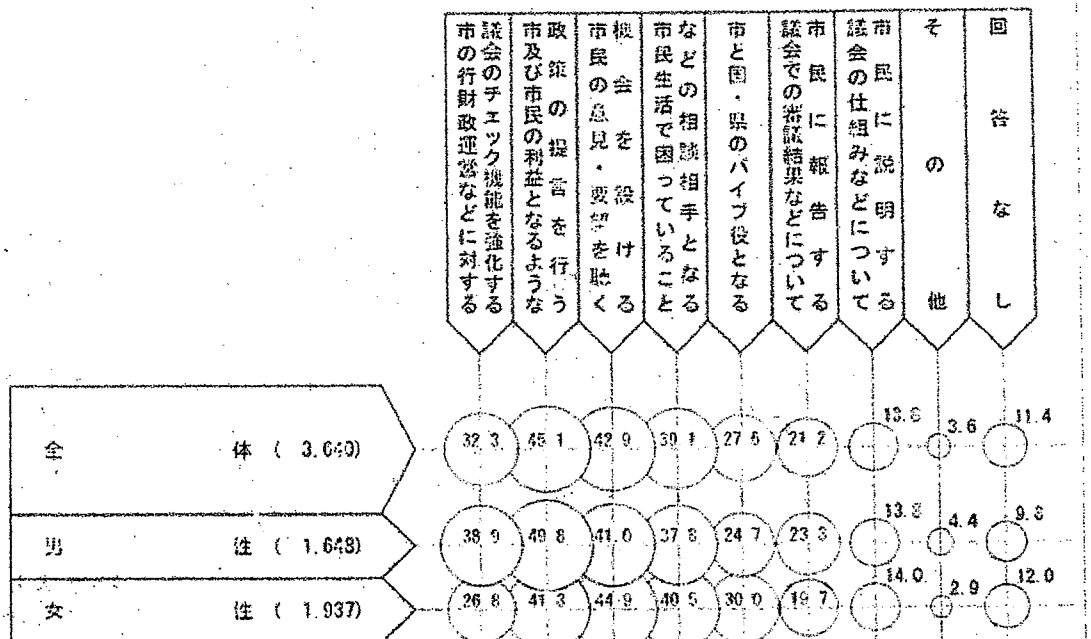
30人以上	18.5%	28人以上	0.1%	36人以上	2.9%
26~29人	42.3%	27~23人	6.8%	35~31人	30.3%
25人	0.6%	22人	29.1%	30人	20.2%
21~24人	36.3%	21人	0.1%	29~27人	9.0%
20人	2.3%	20人	42.9%	26人	18.3%
19人以下	22.1%	19人以下	21.0% (18人: 18.7%)	25人以下(不明だが減含む)	19.3%

★住民が適正と思う議員定数に関するアンケート調査結果 (多摩市・26人)



★住民が議会・議員に望む役割 (豊田市)

図61 市議会や市議会議員に対して期待すること (性別)



(12) H21～H27年までの
市議会議員平均定数推移状況

平均定数	26.4	26.0	25.2	25.1	24.7	24.4	23.8
------	------	------	------	------	------	------	------

対前年比	-	1.5%	3.1%	0.4%	1.6%	1.2%	2.5%
------	---	------	------	------	------	------	------

☆ H23～H28年までの町村議会
議員平均定数推移状況

平均定数	12.8	12.7	12.5	12.4	12.2	12.1
------	------	------	------	------	------	------

対前年比	-	-0.8%	-1.6%	-0.8%	-1.6%	-0.8%
------	---	-------	-------	-------	-------	-------

☆H28年町村議会議員人口段階別 平均議員数

総数 平均議員数 人口1000人あたり 人口1000人あたり 人口1000人あたり 人口1000人あたり
 町 村 町 村 町 村 町 村 町 村

平均議員数 9.0 11.5 13.2 14.3 15.5

☆町村議会議員定数上位ベスト1

都道府県名	町村名	住基台帳 人口	定数
北海道	新ひだか町	23,562	20
北海道	音更町	45,233	20
北海道	幕別町	27,337	20
宮城県	富谷町	52,447	20
宮城県	加美町	24,335	20
茨城県	東海村	38,359	20
高知県	いの町	23,885	20
福岡県	福智町	23,783	20

☆町村議会議員定数下位ベスト2

都道府県名	町村名	住基台帳 人口	定数
沖縄県	北大東村	577	5
北海道	音威子府村	802	6
青森県	西目屋村	1,404	6
東京都	利島村	320	6
東京都	御蔵島村	308	6
東京都	青ヶ島村	158	6
長野県	王滝村	821	6
奈良県	黒滝村	754	6
奈良県	上北山村	557	6
和歌山県	北山村	452	6
高知県	大川村	408	6
沖縄県	与那国町	1,696	6

☆議員の構成（年齢構成）

	52	919	2,339	6,492	9,337	1,989	73	58
	(0.2%)	(4.3%)	(11.0%)	(30.6%)	(44.0%)	(9.4%)	(0.3%)	
H22	146	1,217	2,561	6,219	8,553	1,655	37	57.7
	(0.7%)	(6.0%)	(12.6%)	(30.5%)	(42.0%)	(8.1%)	(0.2%)	
H24	110	1,133	2,439	5,794	8,764	1,955	39	58.2
	(0.5%)	(5.6%)	(12.0%)	(28.6%)	(43.3%)	(9.7%)	(0.2%)	
H25	92	1,019	2,384	5,460	8,759	2,200	52	58.7
	(0.5%)	(5.1%)	(11.9%)	(27.3%)	(43.9%)	(11.0%)	(0.3%)	
H26	68	980	2,372	5,201	8,638	2,378	72	59
	(0.3%)	(5.0%)	(12.0%)	(26.4%)	(43.8%)	(12.1%)	(0.4%)	
H27	140	1,137	2,592	5,228	8,159	2,062	52	58.2
	(0.7%)	(5.9%)	(13.4%)	(27.0%)	(42.1%)	(10.6%)	(0.3%)	

☆町村議会年齢構成(H28.7.1)

表6 議員の年齢構成

(単位:人)

性別	年齢構成							平均年齢(歳)
	25歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 70歳未満	70歳以上 80歳未満	80歳以上	
男性	5	216	629	1,671	5,486	1,930	90	63.3
女性	4	16	89	280	545	145	6	61.3
合計	9	232	718	1,951	6,031	2,075	96	63.1

☆町村議会職業構成(H28.7.1)

種別 /性別	農業	林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気、ガス、熱供給、水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業
男	3,218	108	182	24	721	299	155	38	103	661	64
女	112	0	2	1	15	15	5	1	4	27	2
合計	3,330	108	184	25	736	314	160	39	107	688	66

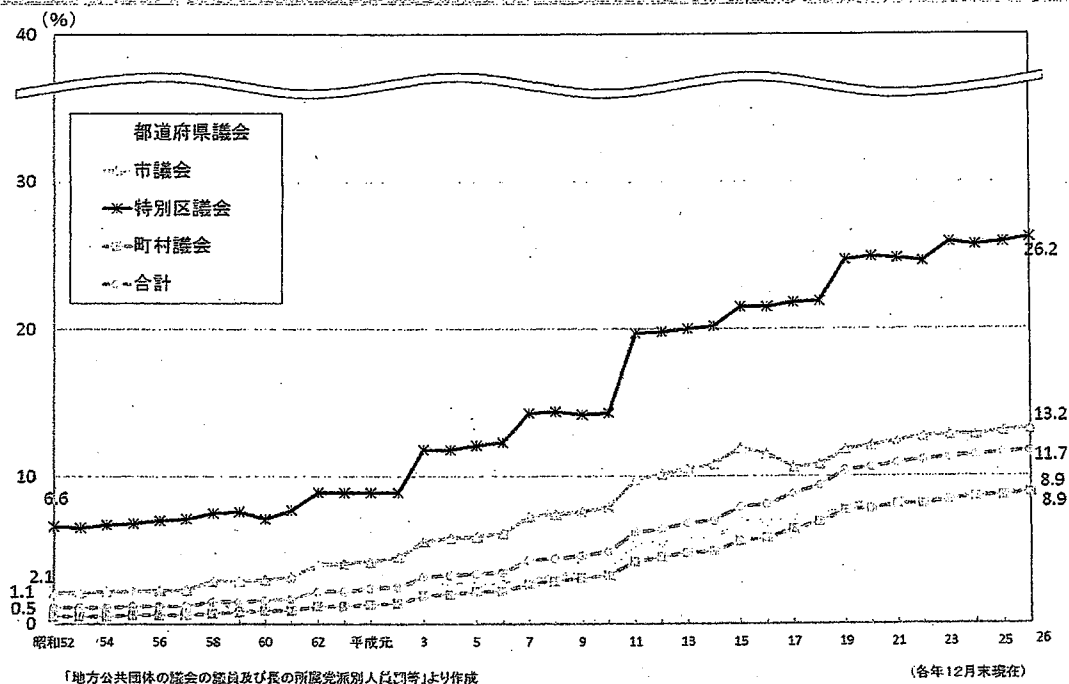
(単位:人)

不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊、飲食サービス業	生活関連サービス、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス業	その他サービス業	その他	無職(議員専業)	合計
128	93	371	144	70	148	26	320	1,307	1,847	10,027
1	4	31	18	27	39	1	25	202	553	1,085
129	97	402	162	97	187	27	345	1,509	2,400	11,112

21.6%

☆地方議会における女性議員の割合

地方議会における女性議員の割合の推移



(13) 議会費の負担状況

① 都道府県決算に占める議会費の割合 (H21~H25年度)

出典: 総務省地方財政状況関係資料(単位: 百万円)

年度	議会費 (百万円)	都道府県決算 (百万円)	割合 (%)
H21	50,245,293	76,314	0.15
H22	49,059,536	75,216	0.15
H23	50,965,779	82,962	0.16
H24	49,481,841	78,624	0.16
H25	50,053,180	76,325	0.15

②市決算に占める議会費の割合 (H21～H25年度)

出典:総務省地方財政状況関係資料(単位:百万円)

年度	市決算	議会費	議会費割合
H21	45,465,478	265,707	0.58
H22	45,431,596	256,400	0.56
H23	46,214,539	327,706	0.71
H24	47,084,477	291,949	0.62
H25	47,808,295	281,239	0.59

☆各市決算に占める議会費の割合 (H25年度)

出典:総務省地方財政状況関係資料(単位:百万円)

市制	市決算	議会費	議会費割合
政令市	12,331,732	31,960	0.26%
特別区	3,179,555	18,356	0.58%
中核市	6,321,265	32,782	0.52%
特例市	3,605,056	21,696	0.60%
一般市	22,370,685	176,445	0.78%

☆各町村決算に占める議会費の割合(H25年度)

出典：総務省地方財政状況関係資料(単位：百万円)

2万人以上	1,851,324	20,442	1.1
1.5~2万	1,400,770	13,978	1.0
1~1.5万	1,085,877	12,840	1.2
0.5~1万	1,345,049	17,566	1.3
0.5万未満	810,398	11,949	1.5

☆市における議会費及び報酬等 住民1人当たりの負担額

	平成25年中 (812市)	
	議会費1人当たり負担額(千円)	報酬等1人当たり負担額(千円)
5万人未満	5.662	2.969
5~10万人未満	3.846	2.061
10~20万人未満	2.8	1.471
20~30万人未満	2.377	1.247
30~40万人未満	2.179	1.092
40~50万人未満	1.889	0.957
50万以上	1.65	0.879
指定都市	1.359	0.658
全市	3.929	2.072

☆町村における議会費及び報酬等 住民1人当たりの負担額(H25年度)

出典:総務省地方財政状況関係資料(単位:千円)

人口規模	議会費 負担額	報酬等 負担額
2万人以上	4.13	2.22
1.5~2万	5.96	3.26
1~1.5万	7.22	3.85
0.5~1万	9.89	5.16
0.5万未満	17.78	9.45

(14)議員定数にかかかる審議

総務常任委員会 議会運営委員会

(15) 議員定数の算定方式

- ②人口比例方式
- ③住民自治協議会方式（または小学校区方式）
- ④議会費固定化方式
- ⑤類似都市との比較方式（人口規模・財政状況）
- ⑥面積・人口方式

① 常任委員会数方式 市常任委員会数(H28年中)

【4-1】条例で定めた常任委員会の数

(平成27年12月31日現在)(単位:市の数)

人口(千人)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
5万人未満 262	4 (1.5%)	68 (26.0%)	157 (59.9%)	29 (11.1%)	4 (1.5%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2.9
5~10万人未満 264	0 (0%)	15 (5.7%)	179 (67.8%)	58 (22.0%)	9 (3.4%)	3 (1.1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	3.3
10~20万人未満 155	0 (0%)	3 (1.9%)	57 (36.8%)	81 (52.3%)	11 (7.1%)	3 (1.9%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	3.7
20~30万人未満 48	0 (0%)	0 (0%)	5 (10.4%)	39 (81.3%)	2 (4.2%)	2 (4.2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	4.0
30~40万人未満 27	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	19 (70.4%)	5 (18.5%)	3 (11.1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	4.4
40~50万人未満 21	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	12 (57.1%)	7 (33.3%)	2 (9.5%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	4.5
50万人以上 16	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (12.5%)	11 (68.8%)	3 (18.8%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	5.1
指定都市 20	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (5.0%)	7 (35.0%)	10 (50.0%)	1 (5.0%)	1 (5.0%)	1 (5.0%)	5.7
全市 813	4 (0.5%)	86 (10.6%)	398 (49.0%)	241 (29.6%)	56 (6.9%)	26 (3.2%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	3.4

7委員会:熊本市、8委員会:横浜市

★町村常任委員会数(H28.7.1)

表14 常任委員会の設置

(単位: 団体)

常任委員会 設置町村数	常任委員会設置数別町村数					常任委員会 未設置町村数	設置数 平均	1委員会 平均定数 (人)
	5委員会以上	4委員会	3委員会	2委員会	1委員会			
918	8	44	273	551	42	10	2.4	6.3

★常任委員会設置規定

【地方自治法109条】

①普通地方公共団体の議会は、条例で、都にあっては12以内、道及び人口250万以上の府県並びに人口100万以上の市にあっては8以内、人口100万以上250万未満の府県及び人口30万以上100万未満の市にあっては6以内、人口100万未満の府県及び人口30万未満の市並びに町村にあっては4以内の常任委員会を置くことができる。

【地方自治法109条】

①普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

☆常任委員会規定例

- 逗子市 (18人・2委員会)
- ①総務常任委員会 (秘書広報課の所管に関する事項・経営企画部の所管に関する事項・総務部の所管に関する事項・市民協働部の所管に関する事項・環境都市部の所管に関する事項・会計課の所管に関する事項・消防本部の所管に関する事項・選挙管理委員会の所管に関する事項・監査委員の所管に関する事項・他の常任委員会の所管に属さない事項)
 - ②教育民政常任委員会 (福祉部(福祉事務所を含む。)の所管に関する事項・教育委員会の所管に関する事項)

☆町村委員会(6～7人)からの人口段階別議員数(H28.7.1)

0.5万未満	6	—	—	9.0
0.5～1万	6.25	—	—	11.5
1～1.5万	6.5	—	—	13.2
1.5～2万	6.75	—	—	14.3
2万人以上	7	—	—	15.5
平均	6.4	2.4	15.4	12.1

☆市委員会(7~11人)からの人口段階別議員数(H28.12.31)

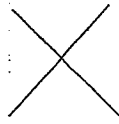
階級	議員数	議員数 千人	議員数 千人	議員数 千人
5万未満	7人	2.9	20.3人	17.4人
5~10万	7.5人	3.3	24.8人	20.9人
10~20万	8人	3.7	29.6人	25.5人
20~30万	8.5人	4.0	34.0人	31.2人
30~40万	9人	4.4	38.7人	36.6人
40~50万	9.5人	4.5	42.8人	39.3人
50万以上	10人	5.1	51.0人	46.1人
政令市	11人	5.7	62.7人	59.0人
平均	7.7人	3.4	26.2人	23.7人

☆都道府県議会(8~12人)人口段階別の平均議員数

階級	議員数	議員数 千人	議員数 千人	議員数 千人
70万未満	8	4	3.2	3.5
70~100万	9	4	3.6	38.7
100万~500万	11	5.5	55.5	50.5
500万~1000万	13	8	10.4	98.4
1000万以上	15	9	14.4	12.7
平均	—	5.8	—	58.2

☆ 常任委員会数方式

討議・委員会で住民の意見が反映できる1常任委員会の委員数



常任委員会制度の趣旨を満たす常任委員会数

議長分を1
プラスすることもあり

議員総数

② 人口比例方式

5万未満	477.9~3330.8	1916.9
5~10万	1875.9~5173.7	3195.6
10~20万	3592.6~7758.3	5312.8
20~30万	6050.7~9681.1	7696.3
30~40万	7246.2~10524.3	9109.7
40~50万	8819.3~11873.9	10871.6
50万以上	10914.1~17172.8	13029.9
政令市	13389.1~43283.0	22142.4

★人口比例方式

当該地方
公共団体
の国勢調
査におけ
る人口数

÷

議員1人
当たりの
住民代表
数

議員総数

★議員1人当たりの人口数(フランス)

225万人(パリ)	1.38万
85万人(マルセイユ)	0.84万
30万以上	0.43万
20万~30万未満	0.33~0.46万
10万~20万未満	0.18~0.34万
5万~10万未満	0.11~0.19万
5万未満	0.16万

☆議員1人当たりの人口数(ドイツ・バーデンヴェルテンベルク)

15万～40万未満

0.31～0.83万

5万～15万未満

0.13～0.38万

1000～2000人

0.01～0.02万

③住民自治協議会方式 ☆伊賀市

現在設立している住民自治協議会は以下のとおりです。(平成18年1月1日現在)

支所	地区	設立年月日	協議会名称	事務所
上野	1 上野東側	2005年5月14日	上野東側地区住民自治協議会	上野東側地区市民センター内
	2 上野西側	2005年7月23日	上野西側地区住民自治協議会	上野西側地区市民センター内
	3 上野南側	2005年4月25日	伊賀市上野南側地区住民自治協議会	上野南側地区市民センター内
	4 小田	2005年5月29日	小田町住民自治協議会	小田地区市民センター内
	5 久米	未設立		
	6 花之本	2005年3月21日	花之本地区住民自治協議会	花之本地区市民センター内
	7 長田	2005年7月2日	長田地区住民自治協議会	長田地区市民センター内
	8 新屋	2005年4月10日	新屋地区住民自治協議会	新屋地区市民センター内
	9 三田	2005年7月9日	三田地区住民自治協議会	三田地区市民センター内
	10 諏訪	2005年4月24日	諏訪住民自治協議会	諏訪地区市民センター内
	11 府中	2005年4月6日	府中地区住民自治協議会	府中地区市民センター内
	12 中瀬	2005年2月12日	中瀬地区住民自治協議会	中瀬地区市民センター内
	13 友生	2005年3月13日	友生地区住民自治協議会	友生地区市民センター内
	14 香田	2005年4月28日	香田地区住民自治協議会	香田地区市民センター内
	15 伏前	2005年3月31日	伏前地区住民自治協議会	伏前地区市民センター内
	16 比自岐	2005年2月27日	比自岐地区住民自治協議会	比自岐地区市民センター内
	17 村戸	2005年4月9日	村戸地区住民自治協議会	村戸地区市民センター内
	18 せじが谷	2005年4月9日	せじが谷地区住民自治協議会	せじが谷集会所内
	19 高山	2005年4月15日	高山地区住民自治協議会	高山地区市民センター内
	20 花垣	2005年4月12日	花垣地区住民自治協議会	花垣地区市民センター内
伊賀	20 花垣	2005年4月12日	花垣地区住民自治協議会	花垣地区市民センター内
	21 ゆめが丘	2005年1月26日	ゆめが丘地区住民自治協議会	ゆめが丘地区市民センター(ゆめが丘センター)内
	22 稲穂	2004年2月16日	稲穂地区まちづくり協議会	稲穂地区市民センター内
	23 関原	2004年3月25日	関原地区まちづくり協議会	関原地区市民センター内
	24 壬生野	2004年1月23日	壬生野地区まちづくり協議会	壬生野地区市民センター内
	25 鳥ヶ原	2005年3月12日	鳥ヶ原地区まちづくり協議会	鳥ヶ原会館内
	26 岡谷	2004年11月2日	岡谷地区住民自治協議会	岡谷地区市民センター内
	27 新田	2004年11月19日	新田自治協議会	新田地区市民センター内
岡山	28 玉瀬	2004年11月25日	玉瀬地区まちづくり協議会	玉瀬地区市民センター内
	29 丸柱	2004年12月16日	丸柱地区まちづくり協議会	丸柱地区市民センター内
	30 山田	2004年10月27日	山田地区住民自治協議会	山田地区市民センター内
	31 布引	2004年10月29日	布引地区住民自治協議会	布引地区市民センター内
大田	32 阿波	2004年10月26日	阿波地区住民自治協議会	阿波地区市民センター内
	33 阿保	2005年4月15日	阿保地区住民自治協議会	阿保地区自治センター(夢遊館あお会館)3F
	34 上津	2005年3月6日	上津地区住民自治協議会	上津介護予防センター内
	35 博英	2005年4月6日	博英住民自治協議会	旧博英小学校内
	36 高尾	2005年3月11日	高尾住民自治協議会	高尾介護予防センター(敷地内)
	37 矢作	2005年3月4日	矢作住民自治協議会	矢作地区市民センター内
	38 網ヶ丘	2005年4月2日	網ヶ丘地区住民自治協議会	網ヶ丘介護予防センター内

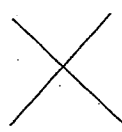
☆小学校区方式（足立区・71か所）

№	学校名	2019年度 児童数	2018年度 児童数	備考
1	青野小	98	65	
2	西立入小	95	65	
3	神橋小	124	135	(計)
4	伊西小	104	100	(計)
5	池袋小	105	100	(計)
6	池袋第一小	48	65	
7	池袋第二小	49	65	
8	桜花小	52	65	
9	廣小	48	65	
10	大宮東小	42	65	
11	大宮小	67	100	
12	池袋小	40	65	
13	池袋西小	25	65	
14	池袋小	42	100	
15	北池袋小	88	100	(計)
16	北池袋小	60	65	
17	池袋小	83	100	
18	池袋小	84	100	
19	池袋北小	103	100	(計)
20	池袋小	57	65	
21	池袋第一小	43	65	
22	池袋小	49	65	
23	池袋小	51	65	
24	池袋東小	57	65	(計)
25	池袋西小	103	100	(計)
26	池袋小	46	65	
27	池袋小	66	65	
28	池袋第一小	113	100	
29	池袋西小	47	65	
30	池袋小	95	100	(計)
31	池袋小	123	205	(計)
32	池袋小	62	65	(計)
33	池袋小	76	65	
34	池袋西小	61	65	
35	池袋東小	95	100	
36	池袋西小	52	65	

№	学校名	2019年度 児童数	2018年度 児童数	備考
37	平倉東小	72	100	
38	平倉西小	69	65	(計)
39	平倉南小	88	65	(計)
40	池袋小	96	65	
41	池袋小	71	100	
42	池袋小	37	65	
43	池袋小	60	100	
44	池袋第一小	74	100	
45	池袋小	99	100	(計)
46	池袋小	87	100	
47	池袋小	49	100	
48	池袋小	84	100	
49	池袋小	58	65	
50	池袋小	68	100	
51	池袋第一小	75	100	
52	池袋第二小	64	100	
53	池袋小	53	65	
54	池袋西小	55	65	
55	池袋小	79	65	
56	池袋第一小	55	100	
57	池袋西小	59	65	
58	池袋小	83	100	
59	池袋小	57	65	(計)
60	池袋西小	87	100	
61	池袋東小	60	100	
62	池袋西小	73	100	
63	池袋西小	125	135	
64	池袋小	68	100	
65	池袋小	62	100	(計)
66	池袋第一小	120	135	
67	池袋西小	60	100	
68	池袋小	64	65	
69	池袋小	78	100	
70	池袋西小	83	100	(計)
71	池袋小	101	100	(計)

☆住民自治協議会方式（または小学校区方式）

当該地方公共団体における住民自治協議会数または小学校区



最低1人の議員を選出(1票の格差に注意)

議員総数

④ 議会費固定化方式

議会費(予算総額に占める適当な割合・(例)1%)

議員定数
× 議員報酬以外の
経費

議員定数 ×
議員報酬

⑤ 類似都市との比較方式(人口規模・財政状況)

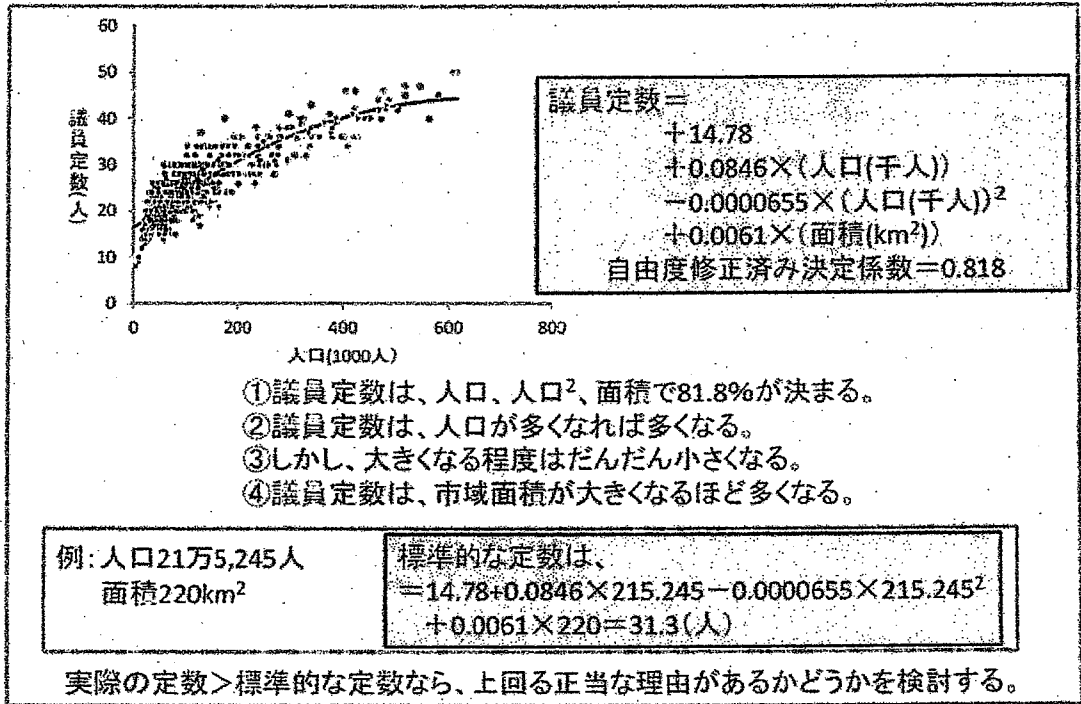
人口規模・財政状況が類似する類似都市の議員定数を集める。



それ以外の議員定数は当該地方公共団体の議員定数を計測する値の平均値であり、当該地方公共団体の議員定数に相当する。

⑥面積人口方式

図表1 標準的な議員定数の計算(政令市は除く)



(16)選挙制度に関する考察

【公職選挙法15条】

⑧各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

☆1票の格差に関する判例

最判H1. 12. 18
(1:2. 81)

最判S59. 5. 17
(1:5. 45)

最判H1. 12. 21
(1:2. 834)

最判S60. 10. 31
(1:4. 58)

最判H5. 10. 22
(1:2. 45)

最判S62. 2. 17
(1:3. 04)

最判H7. 3. 24
(1:2. 04)

最判H1. 12. 21
(1:3. 81)

最判H11. 1. 22
(1:2. 15)

2. 議員報酬

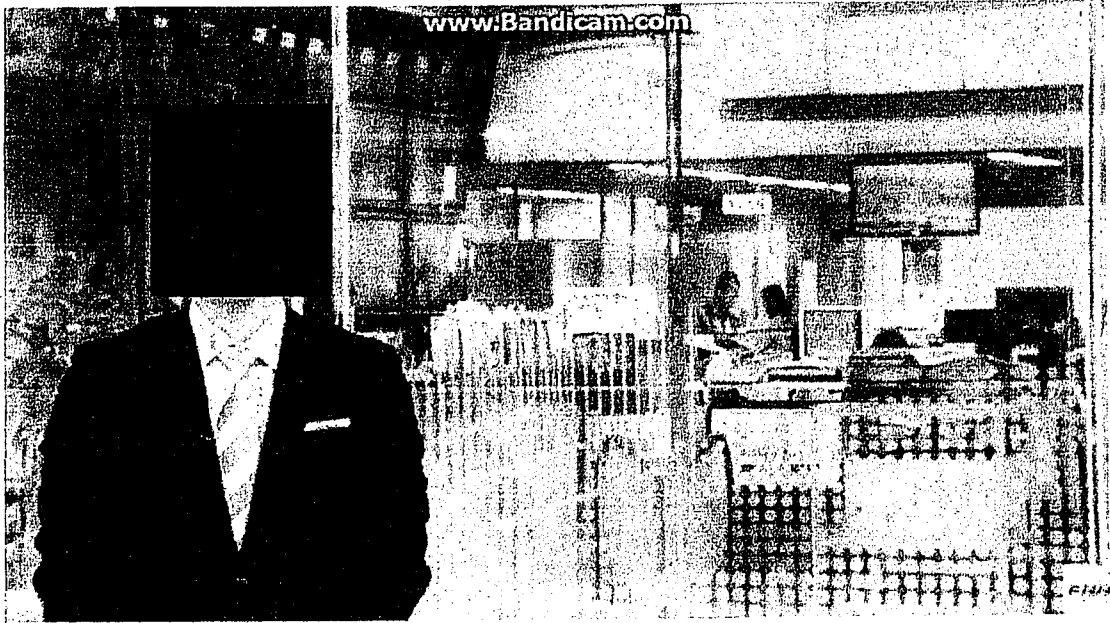
(1) 意義

報酬とは、一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付のこと



議員報酬は、一般の報酬の概念のほかに、その地位に対し、職務と責任に応じて与えられる給付的性格を有するいわゆる給与的な性質をも併せ有する広い概念で用いられている面もある

☆富山市議会議員報酬引き上げ



☆富山市議会政務活動費



★千代田区議会政務活動費振替 答申

千代田区議の「政務活動費」問題 報酬審での議論不可能に

区議会 2016年3月17日

2016年3月17日

区議の報酬や政務活動費を議論してきた千代田区の「特別職報酬等審議会」のあり方が変わる。区民への報告義務のある政務活動費を、報告する必要のない報酬(給与)に組み入れるとする答申を出し、全国的に批判を浴びていた。十六日の区議会定例会に、審議会が政務活動費の議論をできなくする条例改正案が議員提案され、満場一致で可決した。(木原育子)

可決した条例改正案は、審議会の審議事項を「議員報酬等」から「議員報酬及び期末手当」に改める内容で、条文中の曖昧(あいまい)さを排除した。議会側は、政務活動費の議論を区議長が諮問する「審査会」に一本化した狙いがある。

だが、そもそも審議会が答申を出した発端は、昨年二月の区議会企画総務委員会で、一部区議が政務活動費も含めた「トータルな」報酬の議論を求めたことだった。区側は審議会の審議事項を「議員報酬等」と条例改正し、政務活動費も含めて議論できるように整えた。

昨年末、区に出された答申には「議会の透明化の流れに逆行する内容」と批判が集中。石川雅巳区長は、批判を意識した議会側と折り合いがつかず、答申は宙に浮いている。

ほぼ一年前に審議を重ねて条例改正した内容が、今回は区議会閉会日に、突然議員提案でひっくり返った。石川区長は「提案の理由がわからない」と困惑した様子。区によると、審議会の答申が無効となることはないという。

7
7

★議員報酬決定要因

各団体の議会報酬状況

財政事情

住民所得水準

類似団体との比較均衡

世論の動向

☆特別職の報酬等について（昭和39年5月28日自治給第208号自治事務次官通知）

（以下、通知本文の複製が非常に淡く、ほとんど判読不能な状態です。内容は自治事務次官の通知として、特別職の報酬に関する規定や、昭和39年5月28日の自治給第208号の通知に関する詳細な事項が記載されていると推測されます。）

☆特別職報酬等審議会参考基準

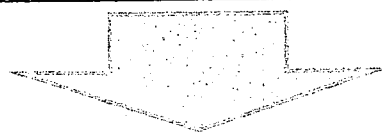
- ①近年における消費者物価上昇率
- ②人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与月額
- ③過去における特別職の職員の給与改定の状況
- ④一般職職員の給与改定の状況
- ⑤議会費の前5か年の一般財源構成割合および報酬を引き上げた場合における平年度ベースの構成割合の増加見込
- ⑥当該地方公共団体の議員報酬月額総額の住民1人当たり額と類似地方公共団体のそれとの比較
- ⑦議会議員の活動状況（審議日数）

☆地方公共団体の組織全体との 均衡（単位：百万円）

H 2 5	149,070	33,169	4,748,287	749,909	24.4
H 2 4	154,409	33,959	5,004,162	760,830	25.1
H 2 3	158,349	33,937	5,090,255	769,402	25.2
H 2 2	164,753	36,143	5,229,128	780,310	26.0
	-9.5%	-8.2%	-9.2%	-3.9%	-6.2%

☆議員報酬の改正経緯

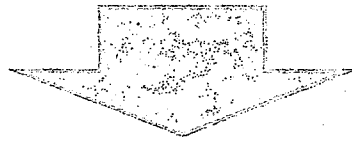
昭和21年以前の府県制、市制・町村制の時代は名誉職



昭和21年になり府県制等の改正が行われ、名誉職員制度が廃止され、初めて議員について報酬の支給規定が設けられた

☆議員報酬の特殊性

議員報酬は勤務日数に応じて報酬を支給するとの原則を除外



議員報酬を規定するにあたって国会議員との均衡が考慮されたこと並びに国会議員の歳費とおおむね同様の考え方で議員報酬が支給されてきた実態があったから

☆諸外国との議会の権限比較

- ① 条例制定改廃、② 予算議決、③ 決算認定、④ 地方税の賦課徴収等、⑤ 重要な契約の締結、⑥ 財産の交換・譲渡等、⑦ 不動産の信託、⑧ 重要な財産の取得処分、⑨ 負担付寄附・贈与收受、⑩ 権利放棄、⑪ 重要な公の施設の長期独占使用、⑫ 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起等、⑬ 法律上その義務に属する損害賠償、⑭ 区域内の公共的団体等の活動の総合調整、⑮ その他法令等により議会の権限に属する事項等

☆諸外国の議会の権限

①上下水道②汚水
処理事業③家庭廃
棄物の処理事業④
コミュン道の設
置と維持管理⑤幼
稚園と小学校の建
設及び維持管理⑥
コミュン資産の
維持管理⑦コ
ミュンの墓地の
維持管理⑧コ
ミュン社会福祉
センターの設立

①市長の政策立案
の補佐及び実施状
況の検証②予算案
の修正及び承認③
ロンドンの主要課
題の調査・検討④
G L Aの職員の内
用等

①市法制定②調
査・行政監査③市
長による委員会等
委員の任命に対す
る助言・同意④予
算議決等

☆諸外国の議会の報酬

議員報酬

イギリス	ドイツ	スウェーデン
<ul style="list-style-type: none"> 基本的に給与は支給されていない(ロンドン議会議員に支給が支給されている。) 法に基づき手当としては、出張手当、特別責任手当、所帯手当、世帯手当があり(1989年地方自治・住宅法、1990年地方自治・計画・土地法、2000年地方自治法、議員活動に伴う活動経費(旅費等)も支給される。 退職金に一部の議員には年金が支給される(2000年地方自治法)。 従来あった出席手当が廃止された。 ※ 議員は名譽職と考えられている。 	<ul style="list-style-type: none"> 議員はその議員報酬によってその収入に損失を受けた場合には、当該地方自治体によって補償される。 通常、少額の報酬(月額)と出席手当が支給される。 ※ 議員は一般的に名譽職と地方自治法で規定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として無給であり専業職ではない。多くの地方議員は兼業である。 例外として、コミッショナー(執行委員会の委員長を務める議員)や議会の議長(議長の職務を担う議員、通常フルタイムで勤務)には、フルタイムの専業職としての報酬が支給される。 コミッショナー以外に支給される報酬には、活動経費の支給、会議出席に係る維持費用、議員活動のために他の職業の収入の一部が失われた場合の所得補償、会議出席に対する報酬等がある。
フランス	イタリア	韓国
<ul style="list-style-type: none"> コミュン：原則的に報酬がないが、手当を受け取ることができる。また、議会が定める職務を執行する場合は、一定の上取のもと、必要経費について実費弁償される。 パリ・トロント・レンオン：議員には、その職務の遂行に対して手当が支給される。 	<ul style="list-style-type: none"> コムネ：出席に基いた日当を支給。 プロヴィンチア：出席に基いた日当を支給。 レジオネ：当該団体の職員給与と同じく、生活給であるとされている。(エミリア・ロマーニャ州、州憲章30条)。 	<ul style="list-style-type: none"> 従前は、議員は名譽職で無報酬の非常勤職であったが、2003年の地方自治法改正により、名譽職の規定は削除された。 大統領令で定める範囲内において条例で定める議員報酬、公費助成、会議手当が支給される(地方自治法33条)。

(2)H20年法改正において歳費としなかった理由

議員の報酬の名称を「歳費」としなかった理由は？



歳費という名称は年棒といった性格、色彩を強く帯びるものであると考えられ、地方議会の議員には町村議会等の小規模団体の議会議員も含まれていることから、議員報酬についても年棒といった性格、色彩を強く帯びるような名称を用いることは必ずしも実態にそぐわないと考えられた

☆議員報酬(市議会)

H28. 12. 31

市議会

夕張市

横浜市

報酬

18万円

95.3万円

人口

8,685人

3,731,096人

☆市区議会議員報酬の平均(813市区)

42.1万円

★議員報酬(町村議会)

H28. 7. 1

(単位:円)

職名	平均報酬月額		人口段階別平均報酬月額				
	27年	28年	A	B	C	D	E
議長	289,288	290,234	251,012	283,158	296,299	310,563	341,211
副議長	234,169	234,986	199,106	229,079	239,716	253,329	281,702
議員	212,349	213,141	177,222	206,561	218,897	232,889	258,945
常任 委員長	218,267	219,124	184,100	212,473	223,125	237,325	264,223
議会運営 委員長	218,529	219,383	184,563	211,947	223,022	237,137	264,076
(参考) 町村長 給料	720,032	716,827	666,953	705,725	729,218	744,308	779,430

注) 本表は年額・日額含まず

★H28年町村議会議員人口段階別 平均議員報酬

平均議員報酬 177,222 206,561 218,897 232,889 258,945

★町村議会議員報酬上位ベスト5

都道府県名	町村名	住民基本 台帳人口(人)	議員
神奈川県	葉山町	33,486	400,000
神奈川県	寒川町	48,389	368,000
茨城県	東海村	38,359	367,000
石川県	内灘町	26,906	350,000
東京都	日の出町	17,036	345,000

★町村議会議員報酬下位ベスト5

都道府県名	町村名	住民基本 台帳人口(人)	議員
福島県	矢祭町	6,089	30,000
東京都	御蔵島村	308	100,000
新潟県	粟島浦村	361	109,000
長野県	平谷村	457	110,400
東京都	利島村	320	115,000
山梨県	小菅村	740	121,000
長野県	売木村	581	121,000

☆市議会議員専門化の推移

年次	議員数	専門議員数	割合
H21	21,527	6,803	31.6%
H22	21,201	6,779	32.0%
H23	20,388	6,897	33.8%
H24	20,234	6,852	33.9%
H25	19,966	7,273	36.4%
H26	19,709	7,513	38.1%
H27	19,370	7,853	40.5%
H28	19,173	8,275	43.2%

☆市議会議員年齢構成

年次	5歳未満	5歳以上14歳未満	15歳以上24歳未満	25歳以上34歳未満	35歳以上44歳未満	45歳以上54歳未満	55歳以上64歳未満	65歳以上	平均年齢
H22	52 (0.2%)	919 (4.3%)	2,339 (11.0%)	6,492 (30.6%)	9,337 (44.0%)	1,989 (9.4%)	73 (0.3%)		58
H23	146 (0.7%)	1,217 (6.0%)	2,561 (12.6%)	6,219 (30.5%)	8,553 (42.0%)	1,655 (8.1%)	37 (0.2%)		57.7
H24	110 (0.5%)	1,133 (5.6%)	2,439 (12.0%)	5,794 (28.6%)	8,764 (43.3%)	1,955 (9.7%)	39 (0.2%)		58.2
H25	92 (0.5%)	1,019 (5.1%)	2,384 (11.9%)	5,460 (27.3%)	8,759 (43.9%)	2,200 (11.0%)	52 (0.3%)		58.7
H26	68 (0.3%)	980 (5.0%)	2,372 (12.0%)	5,201 (26.4%)	8,638 (43.8%)	2,378 (12.1%)	72 (0.4%)		59
H27	140 (0.7%)	1,137 (5.9%)	2,592 (13.4%)	5,228 (27.0%)	8,159 (42.1%)	2,062 (10.6%)	52 (0.3%)		58.2
H28	82 (0.4%)	1,017 (5.3%)	2,528 (13.2%)	4,764 (24.8%)	7,966 (41.6%)	2,728 (14.2%)	87 (0.5%)		59.2

☆町村議会議員年齢構成(H28.7.1)

表6 議員の年齢構成

(単位:人)

性別	年齢構成							平均年齢 (歳)
	25歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 70歳未満	70歳以上 80歳未満	80歳以上	
男性	5	216	629	1,671	5,486	1,930	90	63.3
女性	4	16	89	280	545	145	6	61.3
合計	9	232	718	1,951	6,031	2,075	96	63.1

☆市議会議員男女比率

H21年	18,770 (87.2%)	2,757 (12.8%)	21,527
H22年	18,410 (86.8%)	2,791 (13.2%)	21,201
H23年	17,667 (86.7%)	2,721 (13.3%)	20,388
H24年	17,525 (86.6%)	2,709 (13.4%)	20,234
H25年	17,272 (86.5%)	1,546 (13.5%)	19,966
H26年	16,998 (86.2%)	2,711 (13.8%)	19,709
H27年	16,585 (85.6%)	2,785 (14.4%)	19,370
H28年	16,327 (85.2%)	2,845 (14.8%)	19,172

☆市議会議員競争率と報酬

報酬年額	競争率平均	平均議員定数	無投票
200万円以上～300万円未満	1.11	9.0	0 0.0%
300万円以上～400万円未満	1.16	19.2	0 0.0%
400万円以上～500万円未満	1.15	19.2	8 6.5%
500万円以上～600万円未満	1.16	20.1	11 4.8%
600万円以上～700万円未満	1.17	22.6	6 3.7%
700万円以上～800万円未満	1.21	25.2	0 0.0%
800万円以上～900万円未満	1.28	26.3	0 0.0%
900万円以上～1000万円未満	1.25	32.7	0 0.0%
1000万円以上1100万円未満	1.32	37.3	0 0.0%
1100万円以上1200万円未満	1.28	43.0	0 0.0%
1200万円以上	1.46	62.4	0 0.0%
全市 (813市)	1.23	24.5	25 3.1%

※全国市議会議長会調べ

☆明石市報酬に対する市民アンケート

(資料17) 市民アンケートの結果 (議員報酬に関する回答)

ア) 議員報酬の認知度

知っている	114人	7.8%
知らない	1,328人	90.4%
無回答	27人	1.8%

イ) 議員報酬に対する評価

適当である	177人	12.0%
多い	885人	60.2%
少ない	17人	1.2%
わからない	355人	24.2%
無回答その他	35人	2.4%

☆横手市報酬に対する市民アンケート

問8 議員報酬について

選択項目	回答数	構成比
人口規模、面積、他市との比較から現状が妥当である。	203	21.5%
現在の社会情勢から見ると、高すぎる。	616	65.1%
もっとがんばってもらいたいので、報酬を上げるべきだ。	24	2.5%
議員は現状維持でもいいが、議長はほぼ常勤であり、議会を代表している立場であることから上げるべきだ。	16	1.7%
その他	60	6.3%
無回答	27	2.9%
計	946	100.0%

☆五木村での状況

熊本県五木村の議員報酬は月額21万3千円でその8割に当たる17万円を毎月支給し、残り2割を成果報酬の原資とする。

議長が任命する村民5人以内で作る評価委員会が村議の働きを年度末に査定。

優秀	51万6千円（満額支給）
やや優秀	38万7千円
良好	25万8千円（半額支給）
やや良好	12万9千円
普通	0円

☆五木村での評価対象項目

- ②一般質問、質疑の内容
- ③協議会・委員会での質問、質疑の内容
- ④政策提案
- ⑤地域活動への参加
- ⑥議会改革への取組みの有無

☆五木村での評価結果(H22年度)

議員成果報酬の結果について

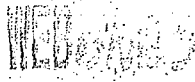
昨年3月の定例会で可決され、4月1日から施行された「議員成果報酬」について、評価委員の審議により、別表のとおりとなりました。なお、議会全員協議会での申し合わせにより、成果区分ごとの人数のみの公表となります。

成果報酬とは、月額報酬の2割を削減し、その2割分を成果（5段階）に分け支給するもので、各議員の活発な意見や政策提言を促し、最終目的である五木村再建に寄与できるように議員提案された制度です。

優 秀	0
やや優秀	0
良 好	8
やや良好	2
普 通	0
計	10

※ 12月末で辞職した照山元議員も含む

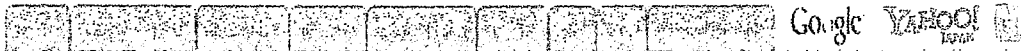
☆白老町での状況



宮小牧民報社

2011年10月16日 日曜日

160万円が2年後100万円に 日経CNBCでも話題の "MARS投資" 6.0%~8.5%の固定利率
高給者講師求人ならベネッセ有講師の仕事レポートで！ 希望に合うお仕事をご紹介します
知っていますか？ 最低賃金 都道府県別・産業別に検索可能 最低賃金を比較できる/厚生労働省



【白老】議員報酬引き上げ提案見送り

2011年 9月

白老町の給谷長蔵町長は7日までに、町議会議員報酬を月額最大44%引き上げる条例改正案の町議会定例会9月会議(13日間会)への提案を見送る方針を固めた。

町長は▽多様な町民意見が反映されるよう、幅広い年齢・階層からの立候補を促す▽議会会議日数が年間200日を超え、兼職が困難—などの理由から、報酬を大幅に引き上げるべきとの考えを示してきた。町長の諮問機関である町特別職報酬等審議会も今年6月、「段階的引き上げが妥当」と答申し、町長は「重く受け止める」と、早期の議会提案を検討していた。今議会の提案見送りで、議員報酬引き上げをめぐる決着は10月30日の町長選、町議選以降に持ち越しとなる公算が大きくなった。

☆小値賀町議会

15/03/18 15:23

NH003 時事通信

小値賀町議会

小値賀町議会

次の記事へ

◎求む！若手議員＝50歳以下の報酬アップ—長崎県小値賀町・統一地方選

若手議員の報酬を大幅アップします—。子育て世代が立候補しやすい環境を整え、政治参加を促そうと、長崎県小値賀町議会は50歳以下の議員報酬に限り、現在の月18万円から30万円に上げる条例を可決した。4月の統一地方選で行われる次の町議選(定数8)の当選者から適用する。

ただ、今のところ立候補予定者は現職と元職の8人だけで、50歳以下はいない。条例制定を提案した立石隆教議長(68)は「若い人に何とか出てもらえるよう努力したい」と町民に立候補を呼び掛け続ける考えだ。

小値賀町は17の離島から成る。1955年に約1万9000人だった人口は約2700人に落ち込み、高齢化率は45%に上昇。現在の町議10人の平均年齢は65.3歳、最年少は57歳と議員の高齢化も進む。子どもが増える環境づくりには子育て世代の知恵が不可欠として、報酬アップを決めた。

立石議長によると、月30万円は副業や年金収入がなくても暮らせる金額。生活のことを心配せずに議員活動に専念してもらいたい狙いがある。報酬が異なるのは不公平との見方もあるが、「世代によって必要な金額は違う。年金を受給している議員には十分な額だが、子育て世代に18万円で生活するのは無理な話だ」と強調する。

全国町村議会議長会は「年齢で報酬が異なるのは前例がないのでは。推移を見守りたい」と話している。(了)

小値賀(おぢか)、立石隆教(たていし・りゅうきょう)

☆欠席・懲罰議員に対する議員報酬の取扱い

法203条より議員報酬・費用弁償は普通地方公共団体が支給しなければならない義務を負うもの



それ故、原則として、条例をもって報酬を支給しないことと定めたり、あらかじめこれを受ける権利を放棄することはできない



しかし、議会欠席や懲罰による出席停止のように役務の提供がない場合まで支払う義務を生じるか？

☆戸田市議員報酬条例(欠席等による減額)

○戸田市議員報酬等の特例に関する条例

平成19年9月28日
条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、議員の職責及び議会への住民の信頼の確保に鑑み、戸田市議会議員(以下「議員」という。)が、議員の職責及び議会への住民の信頼に反した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、戸田市議員報酬及び議員の費用弁償等に関する条例(昭和36年戸田市条例第5号。以下「議員報酬条例」という。)の特例を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市議会の会議等 戸田市議会定例会及び臨時会の本会議並びに戸田市議会委員会条例(昭和47年条例第37号)に基づき設置された委員会をいう。
- (2) 公務上の災害等 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害等に関する条例(昭和43年条例第1号)に基づき認定された公務上の災害等をいう。

(議員報酬の減額)

第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、市議会の会議等を欠席した日から、市議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「議員活動ができない期間」という。)に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

議員活動ができない期間	割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の80
180日を超え365日以下であるとき	100分の70
365日を超えるとき	100分の50

2 前項の規定は、議員活動ができない期間が90日を経過する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下これを「減額月」という。)から、議員活動ができない期間に相当する期間、減額月の議員報酬月額を基礎として適用する。この場合において、議員資格を失う等減額月に受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は、適用しない。

3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合、減額月の初日から末日まで減額して支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その減額月の現日数を基礎として日割によって計算する。

(期末手当の減額)

第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)のそれぞれ前6月以内の期間において、議員報酬の支給を減額された月があるときは、その職に応じた期末手当に、議員活動ができない期間に応じて、第3条第1項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

2 基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の減額割合が異なる場合は、高い方の減額割合を適用する。

☆栄町議員報酬条例(出席停止による減額)

○栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

昭和31年5月20日
条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第4項の規定により、栄町議会の議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議員(以下「議長等」という。)に対する同条に規定する議員報酬(以下「議員報酬」という。)、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

第2条 議長等の議員報酬の月額は、別表に定めるとおりとする。

(議員報酬の支給)

第3条 前条の議員報酬は、議長等がその職に就いた日から支給し、任期満了、辞職又は失職等によりその職を退いた日まで支給する。

2 議長等が死亡したときは、その月まで議員報酬を支給する。

3 第1項の規定により議員報酬を支給する場合において、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割によって計算した額を支給する。

4 議長等が地方自治法第134条第1項の規定により同法第135条第1項第3号に規定する一定期間の出席停止を受けたときは、その議員報酬の額は、当該出席停止の期間に当該期間が属する月の現日数を基礎として日割によって計算した額を乗じて得た額を減額して支給する。

5 前4項に定めるもののほか、議長等の議員報酬の支給方法については、一般職の職員の給与の支給方法の例による。

☆久留米市議会

逮捕後は支給停止、議員報酬条例改正 久留米市議会 [福岡県]

2014年07月01日(最終更新 2014年07月01日 00時36分)

日本生まれの
世界ブランドノートPC

lenovo FOR THOSE WHO DO.

ThinkPad
E440

41,500円(税抜)~

法人用特設サイト
今すぐチェック!

インテル® Core™ i3 プロセッサ搭載

久留米市議会は30日、市議の議員報酬、費用弁償、期末手当に関する条例の改正案を可決した。当時現職だった元市議が収賄容疑で逮捕された後、一度も議会に出席せずに約半年間報酬を受け取っていたことを受け、再発防止を図るための措置。1日から施行される。

元市議には、逮捕されて失職するまでに476万1千円が支払われ、市民から「法的には仕方ないが、心情的には許されない」などの批判があった。

あった。

改正条例では、逮捕後は報酬の支給を停止。起訴後に釈放された場合、(1)所属する委員会に全て出席(2)議会本会議に2分の1以上出席一の条件を満たせば報酬を受けられる。ただ、裁判所へ出廷する場合は、欠席扱いにしない。不起訴や無罪であれば支給停止分を支給しているとされている。

☆所沢市議会議員報酬条例(刑事事件逮捕等による支給停止)

第4条 議員が刑事事件(公職選挙法(昭和25年法律第100号)及び政治資金規正法(昭和23年法律第194号)に違反する事件に限る。以下同じ。)の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分を受け、かつ、起訴された場合、起訴された日から当該処分を解かれる日までの議員報酬は、日割により、その支給を停止する。ただし、既に支給したものについては、この限りでない。

☆議員報酬の取り扱い

議員報酬は、議員が、議会運営委員会、中央
委員会の委員、特別委員、特別委員
の職務に就く場合

議員のほかに執行機
関の特別職の給与等
が含まれて規定されて
いる場合

総務常任委員会の所
管

☆議員報酬条例規定例

議員のほかに執行機関の特別職の給与等が含まれて規定されている場合

(安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例)

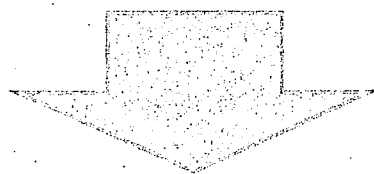
第1条 この条例は、特別職の職員及び教育長の給与並びに議会の議員の議員報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(3)議員報酬算定の基準方式

- ②執行部職員の給与を基準とする考え方
- ③国会議員の歳費を基準とする考え方
- ④日当制を根拠に算出する方法
- ⑤当該団体の長の給与額を基準とする考え方
- ⑥比較方式
- ⑦議会費の割合を一定とし算出する方法

① 市政への貢献度を把握し、それをもとに議員報酬を定める考え方

議員の市政への貢献度をどのように評価すべきか？



収益方式は市政への貢献度を指数化することが困難

① 市政貢献度算定方式

議員報酬
の基本額

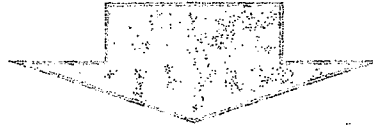


市政への
貢献度数
(指数)

議員報酬

② 執行部職員の給与を基準とする考え方

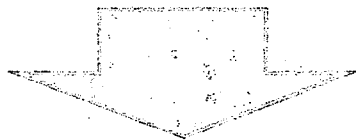
かつて昭和37. 11. 21行政局長内簡で都道府県議会の議員報酬について、都道府県の部長級の間程度を適当とする考えが示された



また昭和44. 2. 5に市議会議長会が議員報酬を市長給の概ね2分の1に該当する課長給を最低基準とすることが適当であるとの考えを示す

② 執行部職員給与基準方式

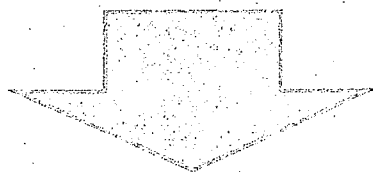
昭和37年11月21日行政局長内簡で、都道府県議会の議員報酬について、都道府県の部長級の間程度を適当とする考えが示された。



昭和44年2月5日市議会議長会が、議員報酬を市長給の概ね2分の1に該当する課長給を最低基準とすることが適当であるとの考えを示す。

③国会議員の歳費を基準とする考え方

国会議員の歳費は国会法35条により一般職の国家公務員の最高の給料額より少なくない額と規定



国家公務員最高国会議員
給料額

119万8千円

129万4千円

★衆議院・市議会会期日数等比較（H25年中）

	衆議院	市議会	市議会 対衆議院
会期	211日	86.8日	41.1%
本会議開催 日数	57日	23.1日	40.5%
常任委員会 開催日数	23.4日	12.7日	54.3%
			42.1%

☆計算式

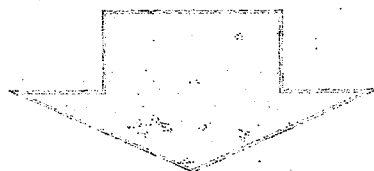
国会議員の歳費 ÷ 一般職の公務員の最高の給料額 × 地方公務員の最高の給料額 = 地方議会議員の報酬額

OR

国会議員の歳費 × 0.421 (国会議員の職務執行日数 / 市議会議員の職務執行日数) = 地方議会議員の報酬額

④ 日当制を根拠に支出する方法
(例・矢祭町)

矢祭町は、平成20年3月31日以降、月額20万8000円の議員報酬を廃止し、議会に1回出席するごとに3万円を実費支給



3万円の積算根拠は、「課長職の平均日給4万4772円(期末手当などを含む)の7割」

★矢祭町日当制議論

2015.3.23 06:37

文字の大きさ



全国唯一の議員報酬「日当制」 福島県矢祭町議会で賛否真っ二つ

ブログに書く 2

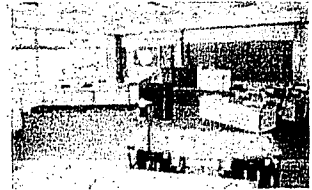
ツイート 56

Facebook 36

8+1 17

(1/3ページ)

全国で唯一、議員報酬に「日当制」を導入している福島県矢祭町（人口6203人）の町議会（定数10）で、報酬制度を見直し、月額制に戻すかどうかの議論が続いている。19日には町議会が見直しを検討する特別委員会を初めて開催したが、議論は平行線をたどった。先進的な取り組みとして脚光を浴びた日当制は、存廃の分岐点に立たされている。

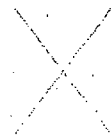


福島県矢祭町議会では議員報酬の「日当制」をめぐる存廃議論が続いている＝17日、福島県矢祭町役場の町議会議

日当制は平成20年3月、財政難を背景に議員も身を切るべきだと導入。月20万8千円だった月額制を廃止し、議会活動を行った日は3万円を支給するよう議員提案で条例を変えた。支給対象は本会議や委員会、全員協議会などに限られ、おおむね年間40日程度。年収では100万～120万円ほどとなる。

④日当制を根拠に算出する方法

市長または副市長
あるいは
局長等の
給与の日
当額



議員の活
動日数
(議員報
酬として
算定でき
る日数)

議員報酬

⑤当該団体の長の給与額を基準とする考え方

843,000円 414,000円 49.1%

(出典) 総務省・平成25年地方公共団体別給与等の比較
全国市議会議長会・平成25年市議会議員報酬に関する調査
結果

(注) 両調査とも特例条例適用済み

☆当該団体の副市長の給与と議員報酬の比較

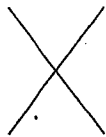
712,400円 414,000円 58.1%

(出典) 総務省・平成25年地方公共団体別給与等の比較
全国市議会議長会・平成25年市議会議員報酬に関する調査
結果

(注) 両調査とも特例条例適用済み

⑤ 長給与額基準方式

市長の給与



議員の活動日数(議員報酬として算定できる日数)

議員の活動日数(議員報酬として算定できる日数)

議員報酬

☆当該団体の長の給与額を基準とする考え方

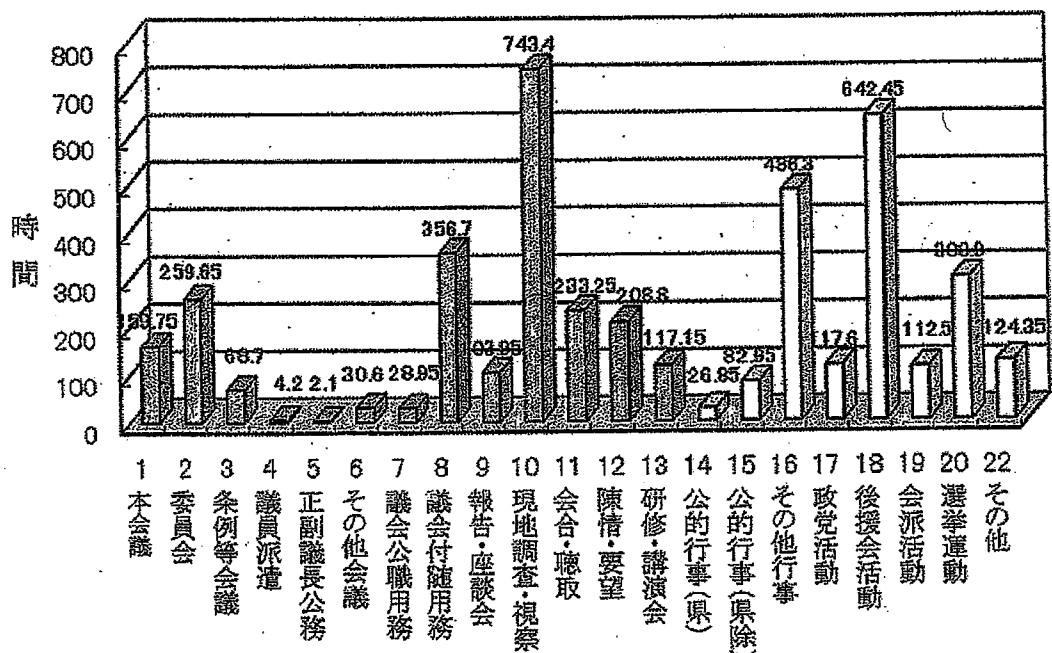
②議員報酬は、当該団体の財政事情、住民所得水準、一般職員給与との比較等諸般の事情を総合的に考慮し、決定することが適当と考えられるが、一般にこれらの事情は、長の給料額の決定の際すでに考慮され尽くしていると認められること

☆議員の職務遂行日数の計算方法

②議会外における議員個々の「日常議員活動」に係る日数を考慮する必要あり

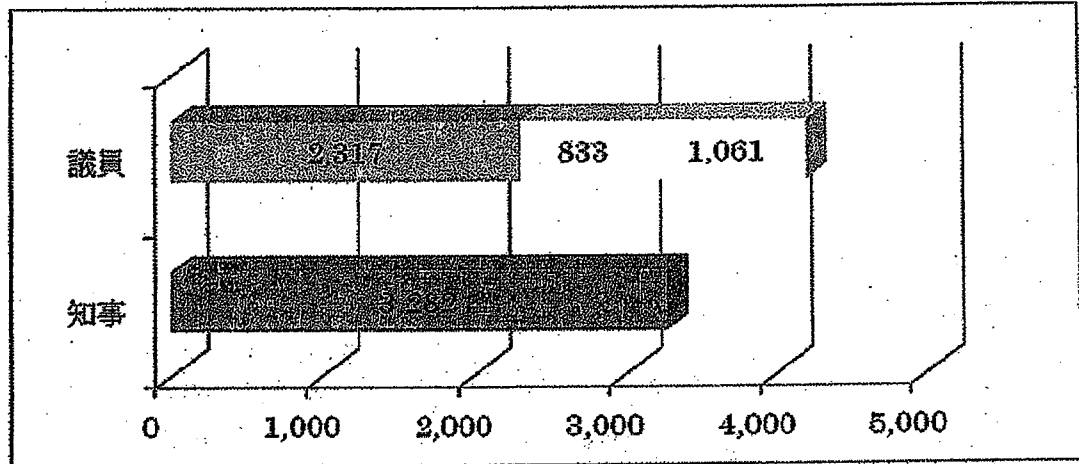
☆三重県議会活動日数算定基準

図IV-3 三重県の公的支援の観点からみた議員年間活動時間数（平均）



☆三重県議会活動日数算定基準

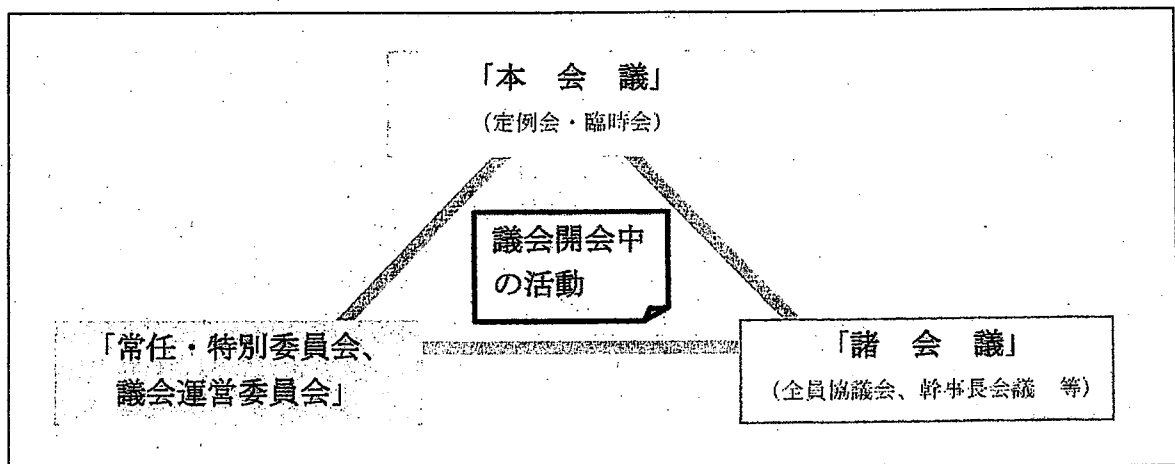
図V-1 議員の活動時間と知事の公務時間の比較



☆千葉市議会開会中の活動

ア 議会開会中の活動

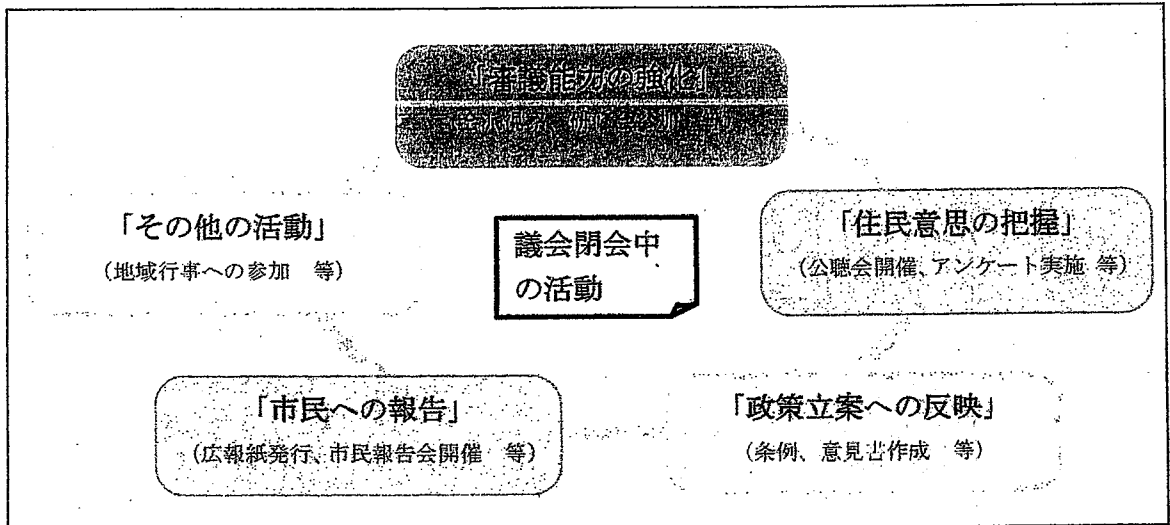
平成23年中に行われた活動（本会議、委員会など）を3つの活動区分にまとめ、区分ごとに活動時間を整理した。



☆千葉市議会閉会中の活動

イ 議会閉会中の活動

議会閉会中の活動を明らかにするため、5つの活動区分からなる「議員の活動を類型化する枠組み」を定め、委員が年間の議員活動を書き出すこととした。



☆千葉市活動日数算定基準

「千葉市議会議員の活動」モデル

第1部会別紙3

単位 時間:分

活動区分	年間活動時間						
	議員A	議員B	議員C	議員D	議員E	議員F	議員G
1 本会議 (定例会、臨時会)	131:12	131:12	131:12	131:12	131:12	131:12	131:12
2 常任・特別委員会 議会運営委員会	91:51	108:28	68:09	110:06	101:43	89:59	63:39
3 諸会議 (全員協議会、幹事委員会等)	65:01	59:11	54:19	62:04	98:25	58:11	85:35
4 「審議能力の強化」 (会議出席、新議員研修等)	1603:00	718:00	878:00	831:00	1442:00	689:00	1211:00
5 「住民意思の把握」 (公聴会開催、アンケート実施等)	462:00	527:00	116:00	976:00	212:00	590:00	180:00
6 「政策立案への反映」 (条例、意見書作成等)	620:00	549:00	85:00	129:00	165:00	317:00	140:00
7 「市民への報告」 (広報紙発行、市民報告会開催等)	146:00	667:00	714:00	303:00	244:00	179:00	155:00
8 その他の活動 (地域行事への参加等)	736:00	426:00	552:00	39:00	101:00	252:00	231:00
年間活動時間 合計 (a)	3855:04	3185:51	2598:40	2571:22	2495:20	2296:22	2197:25
月間活動時間 (a/12か月)	321:15	265:29	216:33	214:16	207:56	191:21	183:07

☆千葉市活動日数算定基準①

活動項目 1件あたりの考え方と活動時間			第1部会別(年)
活動区分	具体的な活動内容	1件あたりの考え方	拘束時間 (単位:時間/分)
『審議能力の強化』 に関する活動	1 先進自治体や市内の視察	①遠隔地視察(2日間): 20時間(9時~7時(10時間)×2) ② " (1日半): 15時間(初日9時~7時(10時間) +2日目9時~14時(5時間)) ③市内・近隣地視察: 7時間 ⇒ ①+②+③ ÷ 3 = 14時間として算出	14時間
	2 研究会、勉強会、講演会への参加	研究会等参加時間を4時間と想定	4時間
	3 政務団体、議員団体、経営者団体等への加入・参加	各種団体の主催行事参加時間を4時間と想定	4時間
	4 定期刊行誌、書籍、新聞等の購読	定期刊行誌1誌の購読時間を1/2時間(=30分)とする。 例: 月1回(年12冊)刊行⇒30分×12 書籍1冊の購読時間を3時間と想定 1日の新聞購読時間は、購読紙数に関わらず30分とする。	1/2時間 3時間 1/2時間
	5 行政からの施策・課題・問題に関するレクチャー	レクチャー実施時間を2時間と想定	2時間
	① 国会議員との勉強会等への参加による地方の問題把握、例の施策研究	勉強会等参加時間を4時間と想定	4時間
	② 活動実績による検証	活動に参加する時間(2時間) + 活動後の検証時間(2時間)	4時間
『住民意思の把握』 に関する活動	③ 他市の先進条例事例の研究	事例の調査研究に要する時間を2時間と想定	2時間
	1 市政に関する相談、生活相談	相談対応、現地調査、行政との調整等に要する時間を3時間と想定	3時間
	2 公聴会	2時間の公聴会開催に対して併の企画・準備、終了後のまとめ(報告書)の時間を要する(4時間)との考えから(2+4=6時間)	6時間
	3 アンケート調査	①アンケートの作成、②配付、③集計、④分析の各時間を、各々2時間として算出(4×2時間=8時間)	8時間
	4 自治会等各種団体の活動への参加による意見聴取・交換	活動への参加時間を2時間と想定	2時間
	① 予算報告会	2時間の予算報告会に対して併の企画・準備、終了後のまとめの時間を要する(4時間)との考えから(2+4=6時間)	6時間
	② 議会報告会での聴取	2時間の議会報告会開催に対して併の企画・準備、終了後のまとめ(報告書)の時間を要する(4時間)との考えから(2+4=6時間)	6時間

☆千葉市活動日数算定基準②

活動項目 1件あたりの考え方と活動時間			拘束時間 (単位:時間/分)
活動区分	具体的な活動内容	1件あたりの考え方	
『政策立案への反映』 に関する活動	1 議会での質問作成	1定例会における1回の質問を1件と捉え、質問項目の担当部署への確認及び質問作成に要する時間を20時間と想定	20時間
	2 条例の提案	他市等条例の調査・研究に15時間、条例案の作成・会派内の協議に合わせて15時間を要するとして算出	30時間
	3 意見書の提出	対象事業の調査・研究に5時間、意見書案の作成・会派内協議に3時間を要するとして算出	8時間
	4 予算要望書の提出	過年度予算・要望事項の調査・研究に20時間、要望案の作成に5時間、会派内協議に5時間を要するとして算出	30時間
	5 その他要望書、申し入れ書の提出	対象事業の調査・研究に2時間、要望書等案の作成・会派内協議に3時間を要するとして算出	5時間
『市民への報告』 に関する活動	1 広報誌の発行	広報誌の作成、印刷・配布の手配に要する時間を14時間として算出	14時間
	2 議会活動・議員活動・市政に関する報告会	2時間の報告会に対して併の企画・準備、終了後のまとめの時間を要する(4時間)との考えから(2+4=6時間)	6時間
	3 街頭演説	街頭演説の実行時間を1時間と想定	1時間
	4 ホームページでの発信	①HPの更新・ブログへの書き込み(1/2時間=30分) ②FB・ツイッターへの書き込み(1/12時間=5分)	1/2時間 1/12時間
その他の活動	1 地域行事(入学式、卒業式、記念式典、祭り等)への参加	地域行事への参加時間を3時間と想定	3時間
	① 講演会の開催	2時間の講演会に対して併の企画・準備、終了後のまとめの時間がかかる(4時間)との考えから(2+4=6時間)	6時間
	② 事務所運営	事務所内での各種活動に要する時間を2時間と想定	2時間
	③ 会派に関する諸活動	諸活動に要する時間を2時間と想定	2時間

☆千葉市活動日数（各議員）

千葉市議会議員の活動(国会中)各議員別件数一覧

(単位:件/年)

活動区分	具体的な活動内容	議員別件数						
		議員A	議員B	議員C	議員D	議員E	議員F	議員G
「市民生活の向上」に対する活動 (市民生活、社会福祉)	1 市民生活や市民の活動 懇話会、勉強会、研究会への参加	1 24件	1 19件	1 10件	1 16件	1 42件	1 16件	1 41件
	2 消防団、議員団、自治会等への参加	3 4件	2 4件	3 0件	3 0件	3 0件	3 0件	3 5件
	3 消防団、議員団、自治会等への参加	3 4件	2 4件	3 0件	3 0件	3 0件	3 0件	3 5件
	4 定例会、審議、特別委員	4 2件	4 2件	4 30件	4 29件	4 20件	4 13件	4 14件
	5 行政からの依頼・問題点・課題に 関する調査	5 72件	5 24件	5 80件	5 80件	5 51件	5 49件	5 96件
「市民生活の向上」に対する活動 (社会福祉、社会福祉)	① 議会議員としての活動等への参加 による、各分野の調査、視察 活動	① 15件	① 4件	① 4件	① 12件	① 11件	① 10件	① 11件
	② 自治会等による活動	② 10件	② 1件	② 10件	② 10件	② 13件	② 7件	② 1件
	③ 市民生活や市民の活動 に関する調査	③ 10件	③ 1件	③ 10件	③ 10件	③ 13件	③ 7件	③ 1件
	④ 市民生活や市民の活動への 参加による調査、交換	④ 10件	④ 1件	④ 10件	④ 10件	④ 13件	④ 7件	④ 1件
	⑤ 市民生活や市民の活動への 参加による調査、交換	⑤ 10件	⑤ 1件	⑤ 10件	⑤ 10件	⑤ 13件	⑤ 7件	⑤ 1件
「市民生活の向上」に対する活動 (社会福祉、社会福祉)	1 市民生活や市民の活動 に関する調査	1 135件	1 20件	1 20件	1 50件	1 32件	1 144件	1 12件
	2 市民生活や市民の活動 に関する調査	2 3件	2 1件	2 1件	2 4件	2 2件	2 1件	2 1件
	3 市民生活や市民の活動 に関する調査	3 3件	3 1件	3 1件	3 4件	3 2件	3 1件	3 1件
	4 市民生活や市民の活動 に関する調査	4 10件	4 4件	4 2件	4 4件	4 2件	4 5件	4 1件
	① 市民生活や市民の活動 に関する調査	① 2件	① 1件	① 1件	① 2件	① 1件	① 1件	① 13件
「市民生活の向上」に対する活動 (社会福祉、社会福祉)	1 議会、委員会での資料作成	1 10件	1 4件	1 4件	1 1件	1 3件	1 10件	1 5件
	2 市民生活や市民の活動 に関する調査	2 30件	2 6件	2 6件	2 8件	2 7件	2 7件	2 7件
	3 市民生活や市民の活動 に関する調査	3 1件	3 1件	3 1件	3 1件	3 1件	3 1件	3 1件
	4 市民生活や市民の活動 に関する調査	4 30件	4 15件	4 1件	4 8件	4 16件	4 9件	4 2件
	5 市民生活や市民の活動 に関する調査	5 30件	5 15件	5 1件	5 8件	5 16件	5 9件	5 2件
「市民生活の向上」に対する活動 (社会福祉、社会福祉)	1 市民生活や市民の活動 に関する調査	1 8件	1 17件	1 20件	1 8件	1 4件	1 9件	1 8件
	2 市民生活や市民の活動 に関する調査	2 10件	2 16件	2 20件	2 8件	2 4件	2 9件	2 8件
	3 市民生活や市民の活動 に関する調査	3 4件	3 16件	3 20件	3 8件	3 4件	3 9件	3 8件
	4 市民生活や市民の活動 に関する調査	4 4件	4 16件	4 20件	4 8件	4 4件	4 9件	4 8件
	① 市民生活や市民の活動 に関する調査	① 4件	① 16件	① 20件	① 8件	① 4件	① 9件	① 8件
その他の活動	1 市民生活や市民の活動 に関する調査	1 110件	1 62件	1 20件	1 7件	1 5件	1 60件	1 21件
	① 市民生活や市民の活動 に関する調査	① 6件	① 5件	① 2件	① 3件	① 3件	① 3件	① 3件
	② 市民生活や市民の活動 に関する調査	② 105件	② 16件	② 18件	② 4件	② 2件	② 57件	② 18件
	③ 市民生活や市民の活動 に関する調査	③ 6件	③ 11件	③ 2件	③ 3件	③ 3件	③ 2件	③ 3件
	④ 市民生活や市民の活動 に関する調査	④ 6件	④ 11件	④ 2件	④ 3件	④ 3件	④ 2件	④ 3件

☆千葉市時給算出例

議員報酬に係る資料

第1部会別紙4

議員報酬月額算出例

	議員A	議員B	議員C	議員D	議員E	議員F	議員G
年間活動時間	3855:04	3185:51	2598:40	2571:22	2495:20	2296:22	2197:26
月間活動時間	321:16	265:29	216:39	214:16	207:56	191:21	183:07
①議員報酬時給による月額 (4,858円/時)	1,594,728円	1,316,520円	1,073,088円	1,063,152円	1,028,376円	948,888円	909,144円
②市長時給による月額 (8,445円/時)	2,710,845円	2,237,925円	1,824,120円	1,807,230円	1,748,115円	1,612,995円	1,545,435円
③市長時給による月額 (4,845円/時)	1,555,245円	1,283,925円	1,046,520円	1,036,830円	1,002,915円	925,395円	886,685円

◆「千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」による勤務時間:1週間当たり38時間45分
⇒1か月(4週間)で155時間00分(1年間(12か月)で1,860時間)...

時給の算出方法

①現在の議員報酬の時給	②市長の時給	③市議員(局長級平均額(行政職6級)の時給)
報酬月額	給料	給料
770,000円/月 ...イ	1,190,000円	530,500円
	地域手当	管理職手当
	119,000円	131,800円
時給 = 月額給与(イ) ÷ 勤務時間(ア)	計	地域手当
= 770,000 ÷ 155	1,309,000円/月 ...ウ	67,530円
= 4,967.70	時給 = 月額給与(ウ) ÷ 勤務時間(ア)	諸手当
= 4,968	= 1,309,000 ÷ 155	21,100円
	= 8,445.16	計
	= 8,445	750,930円/月 ...エ
		時給 = 月額給与(エ) ÷ 勤務時間(ア)
		= 750,930 ÷ 155
		= 4,844.70
		= 4,845

☆千葉市時給算出例

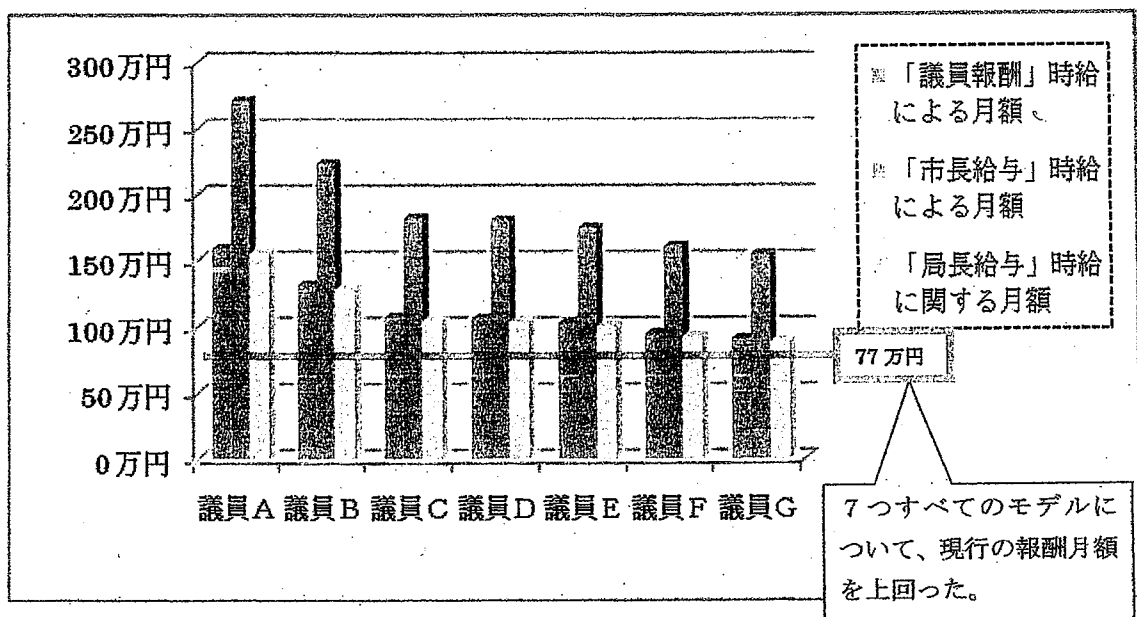
議員報酬月額算出例

	議員A	議員B	議員C	議員D	議員E	議員F	議員G
年間活動時間	3855:04	3185:51	2598:40	2571:22	2495:20	2296:22	2197:26
月間活動時間	321:15	265:29	216:33	214:16	207:56	191:21	183:07
①『議員報酬』時給による月額 (4,968円/時)	1,594,728 円	1,316,520 円	1,073,088 円	1,063,152 円	1,028,376 円	948,888 円	909,144 円
②『市長給与』時給による月額 (8,445円/時)	2,710,845 円	2,237,925 円	1,824,120 円	1,807,230 円	1,748,115 円	1,612,995 円	1,545,435 円
③『局長給与』時給による月額 (4,845円/時)	1,555,245 円	1,283,925 円	1,046,520 円	1,036,830 円	1,002,915 円	925,395 円	886,635 円

※『市長給与』及び『局長給与』時給の算出には、健康保険・年金等の市負担分及び退職手当を加味していない。

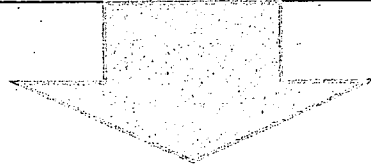
☆千葉市比較図

議員報酬月額算出例による比較図



⑥比較方式

比較方式とは類似団体を抽出し、各議会の議員報酬年額を議員活動日数で除し、自分の議会の値で各議会の値を除して指数化して検討する方法



すなわち、議員報酬年額＝現在の議員報酬額×平均指数

⑥類似都市との比較方式(人口規模・財政状況)

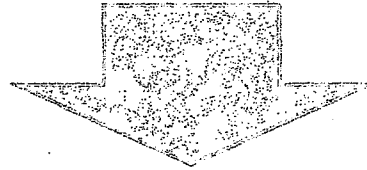
類似都市の議員報酬年額を議員活動日数で除し、自分の議会の値で各議会の値を除して指数化して検討する方法



すなわち、議員報酬年額＝現在の議員報酬額×平均指数

⑦ 議会費を固定化して定数と報酬を考える方法

議会費を例えば歳出全体の1%に固定



当該議会費の範囲内に収まるように議員定数と報酬を考える

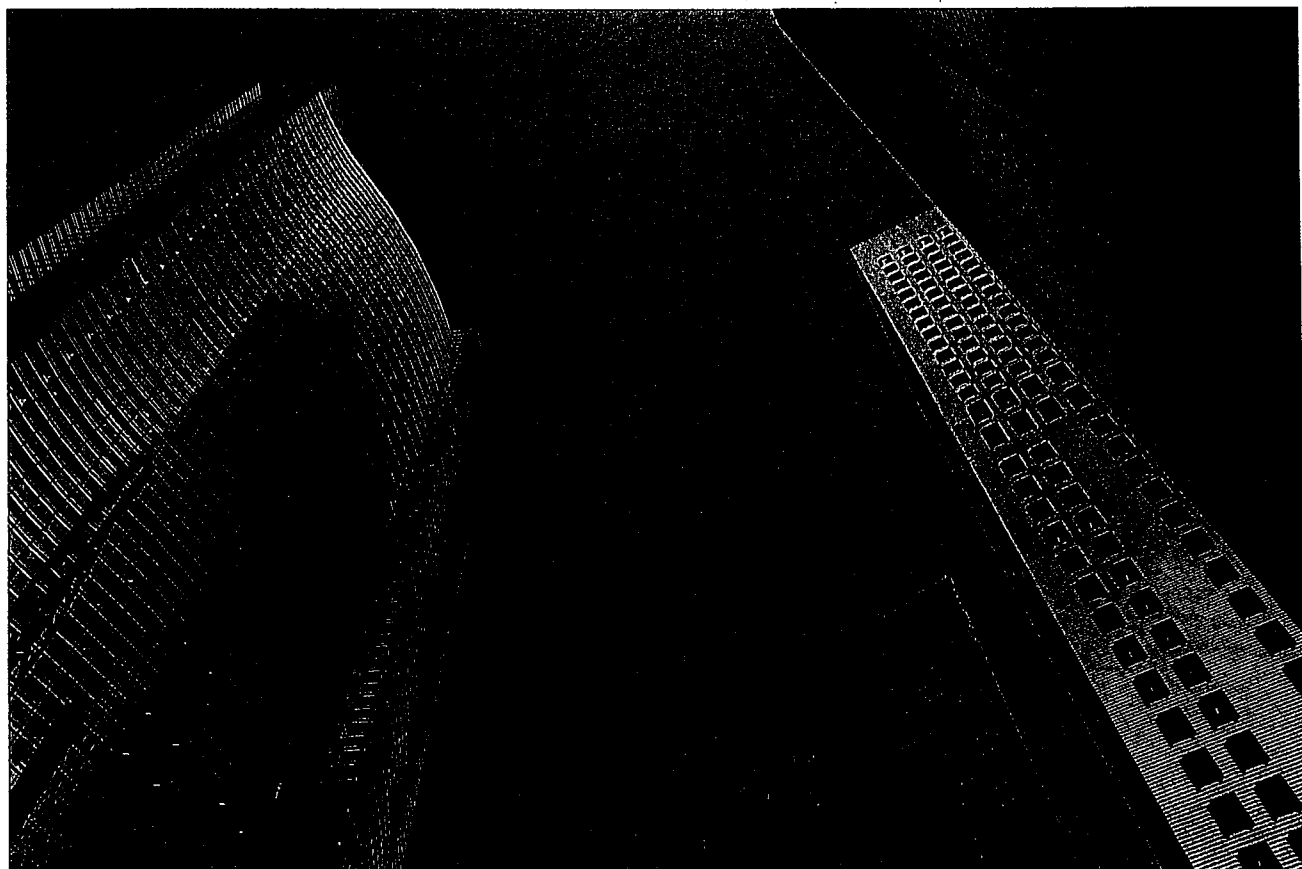
☆ 議会費固定化方式

議会費(予算総額に占める適当な割合・(例)1%)

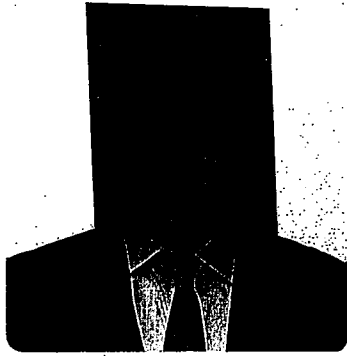
議員定数
× 議員報酬以外の経費

議員定数 × 議員報酬

会社案内
Corporate Profile



株式会社 地方議会総合研究所



代表取締役 廣瀬 和彦

(元全国市議会議長会法制参事)
明治大学政治経済学部講師

ご挨拶

株式会社地方議会総合研究所は、住民の負託を受けた地方議会議員の皆様の資質向上と地方議会が有する監視機能及び政策立案機能をより一層充実・強化していただけるようにサポートさせていただくことを目的として平成25年6月21日に設立いたしました。

平成11年に成立した地方分権一括法により各地方公共団体は自らの判断と責任において当該地方公共団体の事務を処理する義務を負うこととなりました。

二元代表制の一翼を担う議会は、執行機関と対等の立場において均衡、抑制、調和の中で地方公共団体の行政を円滑に行うことが求められています。議会がその役割を十分に果たしていると住民が評価しているのが少ない状況となっています。

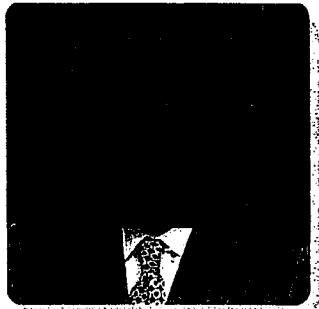
それゆえ、当研究所といたしましては、地方公共団体の議会及び議会事務局の皆様と連携を保ちつつ、地方公共団体が直面する諸課題に対して各種セミナーの開催による議員の資質向上及び地方議会の議会運営・法制執務支援等をはじめとする種々のサポートを行うことにより、地方議会がその役割を十分に果たし、更なる住民の福祉向上をはかっていただけるよう努力してまいり所存であります。

皆様方には、当研究所に対する一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

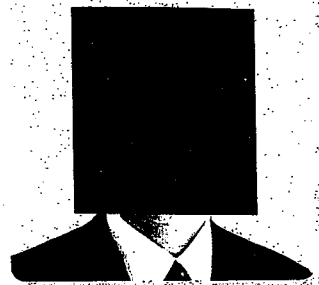
会社概要

社名 株式会社 地方議会総合研究所
設立日 平成25年6月21日
所在地 〒152-0032 東京都目黒区平町1-9-15
☎ 03-6912-1930 FAX 03-6912-2280
URL <http://www.gikaisoken.jp>

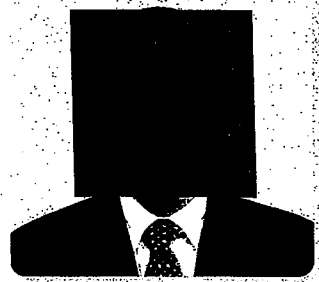
理事



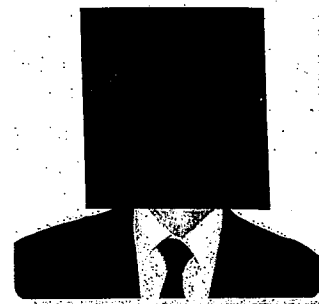
佐々木 信夫
(中央大学大学院経済学研究科教授)



千葉 喜久也
(仙台大学教授)



幸田 雅治
(神奈川大学教授・弁護士)



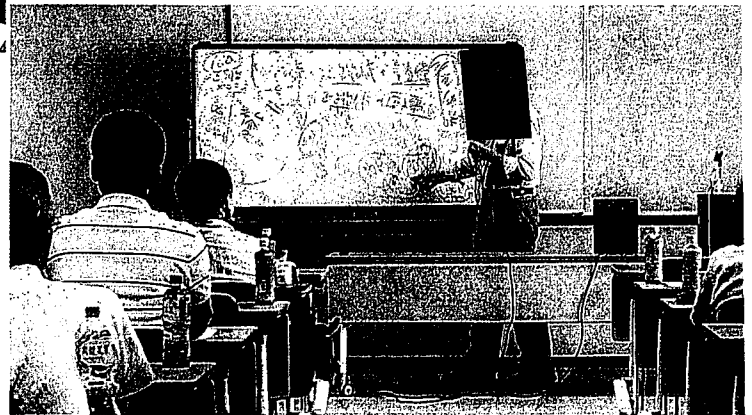
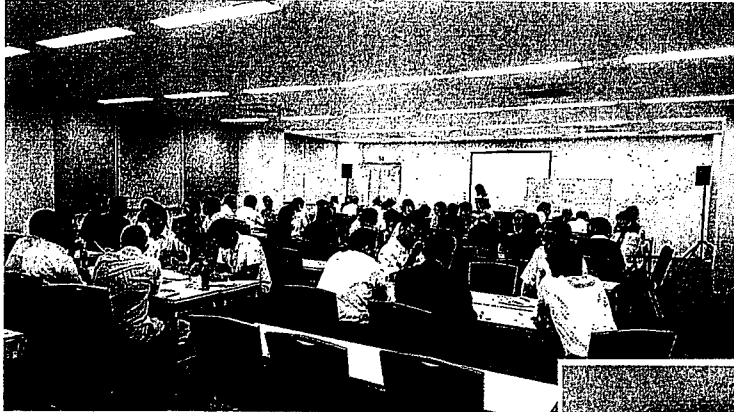
野村 稔
(元全国都道府県議会議長会 議事調査部長)

事業概要

◆研修事業

東京を中心に全国各地において各分野における著名な講師陣により、地方議会議員・事務局職員の方々の実務に役立つセミナーを数多く開催しております。

また、各地方議会様より講師派遣のご依頼も随時受付させていただいており、数多くの講師派遣を執り行っております。



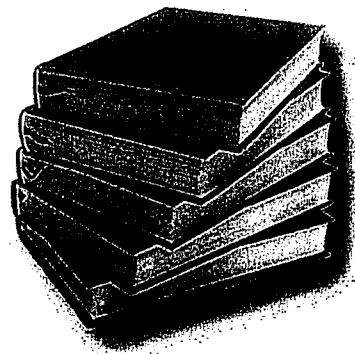
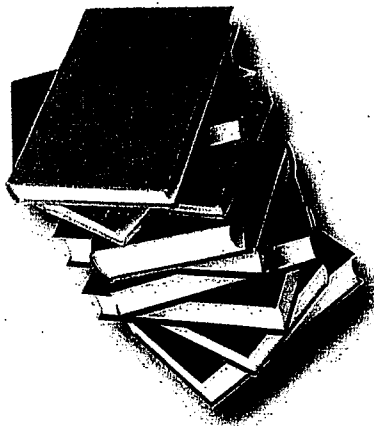
◆議会運営・法制執務支援事業

地方自治法・会議規則・委員会条例・傍聴規則等の条文解釈をはじめとして、議会運営・政策立案等を支援させていただいております。また地方行財政等に卓越した見識を持つ弁護士による条例案作り支援チームを派遣させていただき、議員立法による条例立案をサポートさせていただいております。

◆出版事業

当研究所講師による書籍の出版事業を執り行っております。

また、各地方議会の現状について調査研究を行い、調査レポートをまとめております。

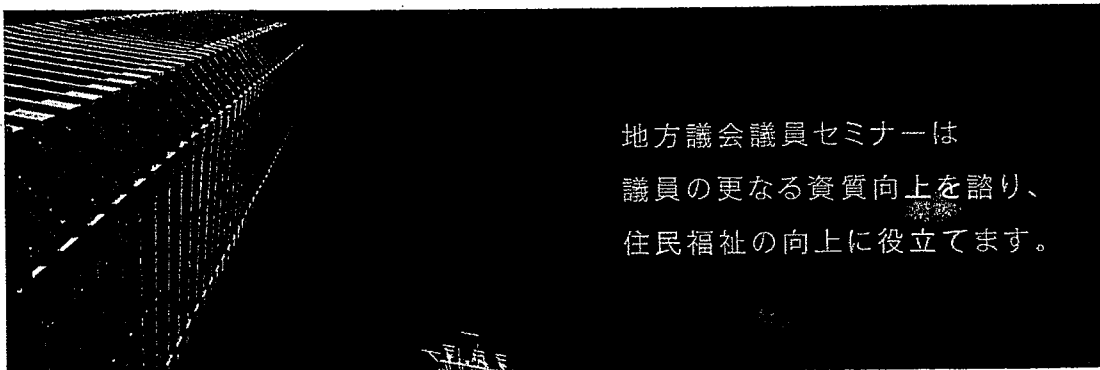


講師陣

青山 侑	明治大学公共政策大学院特任教授
岩本 安昭	弁護士・弁護士法人興和法律事務所代表社員
牛山 久仁彦	明治大学教授
後 房雄	名古屋大学大学院教授
江藤 俊昭	山梨学院大学大学院研究科長・法学部教授
大塚 成男	千葉大学大学院教授
大塚 康男	市町村アカデミー客員教授
大森 彌	東京大学名誉教授
大山 礼子	駒澤大学法学部教授
甲斐 良治	明治大学教授
梶本 章	医療介護福祉政策研究フォーラム理事
金井 利之	東京大学大学院教授
兼村 高文	明治大学公共政策大学院教授
川瀬 憲子	静岡大学教授
木村 俊昭	東京農業大学教授
幸田 雅治	神奈川大学法学部教授・弁護士
小西 砂千夫	関西学院大学大学院教授
小室 裕一	首都圏新都市鉄道株式会社代表取締役専務
斉藤 俊幸	地域再生マネージャー
坂元 昇	川崎市健康福祉局医務監・医師
佐々木 信夫	中央大学大学院教授
谷 隆徳	日本経済新聞社編集委員・論説委員
千葉 喜久也	仙台大学 教授
土山 希美枝	龍谷大学教授
中西 穂高	帝京大学教授
長野 基	首都大学東京准教授
新川 達郎	同志社大学大学院教授
野村 稔	元全国都道府県議会議長会議事調査部長
橋本 勇	弁護士
廣瀬 和彦	明治大学政治経済学部兼任講師・元全国市議会議長会法制参事
福嶋 浩彦	元我孫子市長・元消費者庁長官
三田 妃路佳	宇都宮大学准教授
吉田 利宏	元衆議院法制局参事・議会アドバイザー
吉村 潔	広報アナリスト

株式会社
地方議会総合研究所

URL <http://www.gikaisoken.jp>



地方議会議員セミナーは
議員の更なる資質向上を語り、
住民福祉の向上に役立ってます。

ホーム
HOME

所長挨拶
GREETING

会社概要
COMPANY



講師派遣
法制支援
SUPPORT

講師陣
LECTURER

お問合せ
INQUIRES